

令和7年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 国スポ・障スポ大会局 総務企画課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業委託
案 件 の 概 要	「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を実施するために業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町17街区2号 [名 称] 一般社団法人 都城市スポーツコミッション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、子ども達がスポーツを始めるきっかけを作るために、「デジタル技術を活用したスポーツ人口拡大事業」を委託するものである。 本事業は、DigSports(AIシステム)を活用して、子どもの運動能力を測定し、一人ひとりの長所に応じて、どのスポーツに向いているかを提案し、スポーツを始めるきっかけをつくることを目的としている。 上記事業者は、国スポ・障スポの競技会場となる山之口運動公園及び都城市運動公園の指定管理事業者であり、スポーツを軸とした地域振興及び地域経済活性化に取り組むために本市が設立し、本事業を実施するために必要となる競技団体や関係団体と連携するなど、さまざまな接点をつなぐ役割を有する事業者である。 また、市や観光協会やスポーツ協会、スポーツクラブなどと連携を図ることで、事業推進の核となる組織である。 本業務実施に当たっては、事業内容を熟知し、会場となる施設との調整や参加者等へ危険がないよう十分な対策を実施することが求められる。 上記事業者は、本業務を適切に履行できる体制が整っており、最も効率よく効果的に事業を実施することができる上、本市の施策の方向性とも一致する。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月11日
契 約 金 額	2,670,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市財務会計システム改修業務委託
案 件 の 概 要	リース期間の終了に伴い財務会計システム及び庶務事務システムの更新・統合を行うとともに、電子決裁機能を追加するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区木場一丁目18番7号 [名 称] NECソリューションイノベータ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>財務会計システムについては、令和2年度から現行システムを導入し、全庁的な出納、予算編成等の多用な業務を一元的に管理している。今回の財務会計システムの改修に当たっては、主としてリース期間の終了に伴う財務会計システム及び庶務事務システムの更新・統合を行うとともに、電子決裁機能の追加を予定している。庁内における財務会計システムを利用する多くの業務に与える影響を最小限に抑えるためには、現行システムの構築・保守を担う上記法人と契約を行い、同一システムの利用を担保することが最も効果的である。</p> <p>また、財務会計システムは既存の人事給与システムとの連携を図り、職員給の支給、予算編成の円滑化を図っているが、仮に他システムを導入することとなった場合、この連携に支障を来す恐れがある。</p> <p>さらに、現行の庶務事務システムについても財務会計システムと同じくNEC製の製品を利用しているが、同時期にリース期間終了を予定しており、今般の更新に合わせて統合をすることでサーバー類の効率化を図ることが可能となる。</p> <p>これらのことから、本件の業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記法人のみであり、同法人に委託することで、既存システムとの連携をした上で、業務に支障が生じないシステム更新が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月14日
契 約 金 額	52,587,700円

令和7年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	森林整備促進事業 第1号 安久町作業道路肩修繕
案 件 の 概 要	安久町内の山林の作業道の路肩を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>上記事業者は、当路線の奥部にある市有林を伐採する契約を既に締結していたが、市有林までの森林作業道が車両通行できないことが判明したため、市有林の伐採が行えず、また周辺の民有林の風倒木の処理等も雨期までに行う必要があるため支障をきたしている。</p> <p>上記事業者は作業道の維持管理について熟知しており、復旧から伐採まで円滑に計画することができ、早急に対応できることで、入札に付するより安価に復旧することが可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月15日
契 約 金 額	1,267,970円

令和7年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園北前キャンプ場排水改善業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園北前キャンプ場の一部サイトにて水はけが悪くキャンプの実施に支障が生じていることから、排水改善業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 高知県高知市神田1503番地9 [名 称] 株式会社フィールディックス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園北前キャンプ場の一部サイトにて水はけが悪くキャンプの実施に支障が生じていることから、排水改善業務を行うものである。</p> <p>従来の排水改善方法（地下透水パイプの埋設、勾配付け、床土コアリング等）では、大規模な掘削工事が必要となり施設の長期間閉鎖を余儀なくされ、初期コストが高額になる。一度施工すると修繕・メンテナンスが困難、時間経過とともに目詰まりが発生し再度全面改修が必要になる、芝生や表土を撤去する必要がある環境への負荷が大きい等の課題がある。</p> <p>これらの課題を根本的に解決するため、上記事業者が開発した「フラッシングコア」と「副側溝工法」を採用する。この新技術は、我が国の芝生の生育不良の大半が排水不良に起因するという課題に対し、農業技術をヒントに開発された革新的な工法である。</p> <p>この方法は、芝生を撤去せずに施工可能なため、キャンプ場の利用制限期間を最小限に抑制することができ、また、埋設型透水管が不要なため、初期コストを削減できる。さらに、メッシュ構造の「フラッシングコア」は脱着可能で、目詰まりした際は取り出して洗浄するだけという簡易なメンテナンスが可能である。</p> <p>この技術は、皇居外苑や全国多くのスポーツ施設等で採用され、その効果が実証されている。2020年には第4回インフラメンテナンス大賞文部科学省優秀賞を受賞し、2019年には国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）にも登録（SK-190001-A）されるなど、公的にも高い評価を得ている。</p> <p>本技術は特許取得済み（特許庁に2012年出願）であり、上記事業者のオリジナル設計・販売となっており、フラッシングコアは副側溝工法の核となる製品で、他社では提供できない独自技術である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月17日
契 約 金 額	4,373,600円

令和7年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 財政課 [電 話 番 号] 0986-23-2113 (直通)
契 約 案 件 名	地方公会計財務書類作成支援業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度決算分の財務諸表の作成及び固定資産台帳の更新などに対する支援、公会計システムの保守を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号 [名 称] 税理士法人 諸井会計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和6年度決算分の財務諸表の作成、固定資産台帳整備の更新などを委託するものである。</p> <p>本業務に関連し、平成28年度に地方公会計制度構築業務委託（以下「構築業務委託」という。）が完了している。</p> <p>業務の履行に当たっては、地方公会計の専門知識を有することはもとより、本市の固定資産台帳の内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>この点、上記事業者は、プロポーザルによる構築業務委託の受注事業者であり、財務諸表の作成及び運用開始時の固定資産台帳整備を行っているため、本市の固定資産台帳の内容に精通している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月17日
契 約 金 額	4,180,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	高崎総合支所高圧ケーブル取替修繕
案 件 の 概 要	高崎総合支所の高圧引込ケーブル取替修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社九南
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は、高崎総合支所（以下「施設」という）の高圧引込ケーブル取替修繕を行うものである。</p> <p>4月16日未明に、突如施設の電気が消え停電が発生した。施設の電気保安管理者である、松崎電気管理事務所（以下「事業者」という）に調査依頼を行ったところ埋設ケーブルの経年劣化と判明した。早急に取替修繕に着手しなければ、総合支所としての機能を果たせず、業務が滞ることで、市民に不利益を与え、多大な迷惑をかけることになる。</p> <p>そのため、本件については、一刻も早い対応が求められ、競争入札に付する時間がないことから、一旦事業者に作業を打診したが、作業内容について、対応できないとのことであったため、事業者に同行し、一緒に調査を行った上記法人が停電の原因箇所と詳細を把握しており、早急な復旧が期待できること、また、当該法人は本市において、過去、電気工事の豊富な実績を有していることから、上記法人と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月17日
契 約 金 額	3, 3 5 5, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

7

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直 通)
契 約 案 件 名	使用済み乾電池処理処分業務委託
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで回収した使用済み乾電池を適正に処理処分する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 岡山県倉敷市水島川崎通一丁目5番2 [名 称] JFE条鋼株式会社 水島製造所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザに集められる使用済み乾電池は、処理処分事業者にてリサイクル処理を行うが、処理するためには、処理処分業務のみならず運搬業務も必要となる。</p> <p>本業務を履行可能な処理処分事業者3者については、それぞれ処理処分施設の所在地が異なり、都城市リサイクルプラザから処理処分施設までの運搬に要する経費が異なることから、本業務の受注者の決定に当たっては、処理費と運搬費とを合算した額についての比較を行わなければ、市にとって有利不利の判断ができない。</p> <p>そこで、競争入札に代え、処理処分事業者3者に対し、当該事業者及び提携している運搬事業者の連名による処理費と運搬費についての見積書の提出による競争を行ったところ、上記事業者以外の者が辞退し、かつ、上記事業者が提出した見積額が予定価格を下回ったため、上記事業者と処理処分業務について随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月18日
契 約 金 額	執行見込総額 3, 3 2 6, 4 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	使用済み乾電池運搬業務委託
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで回収した使用済み乾電池を適正に運搬する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 岡山県倉敷市潮通3-3-8 [名 称] 水島臨海通運株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザに集められる使用済み乾電池は、処理処分事業者にてリサイクル処理を行うが、処理するためには、処理処分業務のみならず運搬業務も必要となる。</p> <p>本業務を履行可能な処理処分事業者3者については、それぞれ処理処分施設の所在地が異なり、都城市リサイクルプラザから処理処分施設までの運搬に要する経費が異なることから、本業務の受注者の決定に当たっては、処理費と運搬費とを合算した額についての比較を行わなければ、市にとって有利不利の判断ができない。</p> <p>そこで、競争入札に代え、処理処分事業者3者に対し、当該事業者及び提携している運搬事業者の連名による処理費と運搬費についての見積書の提出による競争を行ったところ、上記事業者以外の者が辞退し、かつ、上記事業者が提出した見積額が予定価格を下回ったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月18日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 0 7 8, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)
契 約 案 件 名	都城市食生活(低栄養)改善講習会活動事業委託
案 件 の 概 要	市民の食生活改善及び健康維持（低栄養予防）を目的として、主に65歳以上の者を対象に、調理実習を含む地区別講習会、各種リーフレットの配布、市が行う健（検）診の受診勧奨や健康づくり等の普及活動を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市食生活改善推進員連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記協議会は、都城市食生活改善推進員設置規程（平成18年度訓令第75号）に基づき、食生活改善を主とした市民の健康づくり運動の推進を図るために、市が委嘱した都城市食生活改善推進員（以下「推進員」という。）が所属する団体である。 市民の健康づくり運動の推進の目的を理解し、十分な知識・経験を積み、地域に根ざした活動を実施可能な機関は上記協議会以外に無いため、同協議会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月18日
契 約 金 額	1, 0 3 2, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] スポーツ部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9546 (直通)
契 約 案 件 名	みやこんじょジュニアトップアスリート事業委託
案 件 の 概 要	令和9年度宮崎国民スポーツ大会（以下「国スポ」という）及び各種国際大会並びに国内トップレベルの大会で活躍できるトップアスリートを目指すことのできるジュニア選手の発掘、育成、競技力向上等を行い、また、同時にジュニア育成に携わる指導者の育成及び指導力の向上を図る業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早水町3867番地 [名 称] 一般財団法人都城市スポーツ協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、国スポに向けた競技力向上を目的に、上記協会に加盟する競技団体の種目を対象として実施するものである。 事業を主体的に実施することとなる競技団体との十分な調整・連携を図るには、競技団体を統括し、これまで指導者育成事業及び種目普及育成事業を実施している上記協会が、本事業と既存事業との整合を図る必要がある。 また、上記協会に委託することにより、県及び県スポーツ協会が実施する他事業との連携が図られ、より高い効果が期待できる。 以上の理由により、上記協会と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月21日
契 約 金 額	3,606,335円

令和7年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 企業立地課 [電 話 番 号] 0986-23-2753 (直通)
契 約 案 件 名	新工業団地候補地事前調査業務委託
案 件 の 概 要	新工業団地の候補地となる用地の事前調査として、各筆の土地、家屋等の所有者の確認を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町6街区21号 [名 称] 都城市土地開発公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、新工業団地の候補用地各筆の登記簿謄本並びに所有者の住民票及び戸籍謄本の受領を行った上で、所有者又は相続人を確定する業務である。</p> <p>本業務については、新工業団地事業地として確定に至っていない用地取得に係る調査であるため、秘匿性が極めて高く、非公開業務として進める必要がある。このため、本業務の委託先選定については、業務の性質及び目的が競争入札に適さず、また、実際の業務遂行が見込める団体に依頼する必要がある。</p> <p>上記事業者は、都城インター工業団地高木北地区及び梅北インター工業団地の事前調査も委託しており、実績のある団体である。</p> <p>以上の点を考慮し、本市が実施する以上に効率的かつ円滑に実施できるのは、本市に代わって公共用地取得事務を行うことができる専門的な団体として設立した上記団体以外になく、公有地の拡大の推進に関する法律第17条第2項第2号の規定に該当するものとして、同団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月21日
契 約 金 額	1,964,059円

令和7年度 随意契約理由書

番号	12
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	使用済み蛍光管処理処分業務委託
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザで回収した使用済み蛍光管を適正に処理処分する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北九州市若松区響町1丁目62番地17 [名 称] 株式会社ジェイ・リライツ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市リサイクルプラザに集められる使用済み蛍光管は、都城市リサイクルプラザ再資源化物要綱に基づき、リサイクルプラザ再資源化物取扱指定業者登録台帳に登録された業者がリサイクル処理を行うこととされている。</p> <p>使用済み蛍光管の再資源化物取扱指定業者として当該名簿に登録されているのは2者であるが、現在、九州地区の処理処分を行える業者は上記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と処理処分業務について随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月21日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 570, 690円

令和7年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	都城メンチプロジェクト推進事業伴走支援業務委託
案 件 の 概 要	都城メンチを観光資源とするプロジェクトを推進するに当たっての伴走支援業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社博多大丸
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和4年度に開始した都城メンチを観光資源とするプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を推進するに当たって必要となる伴走支援を実施するものである。</p> <p>本件の実施に当たっては、本市と連携して令和4年度より本プロジェクトに取り組んでいる上記事業者でなければ、本件の成り立ち、本プロジェクトに取り組む背景、本プロジェクトに関わる事業者の状況やこれまでの取組内容や取り組む姿勢といった詳細までを把握することができず、本プロジェクトを円滑に進めることができない。</p> <p>また、上記事業者であれば、その時の状況に応じ、本プロジェクトの推進に当たって必要となる行程から逆算し、最適な取組となるよう適宜修正を行うことで、本プロジェクトを推進することができる。</p> <p>さらに、本件は、全国の百貨店等で開催される地域食や九州に関心のある方が集まる催事への出店に係る業務もあるが、百貨店催事出店に向けたノウハウ、人脈等がなければ、本業務を履行することができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月22日
契 約 金 額	10,571,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0986-23-9547 (直通)
契 約 案 件 名	菅ヶ迫遺跡及び菅ヶ迫第2遺跡報告書作成に係る遺跡調査システムコンピュータ賃貸借
案 件 の 概 要	菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡の発掘調査報告書作成で使用する遺跡調査システムコンピュータの賃貸借
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市新栄町11-1 [名 称] 株式会社久永 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市では、令和7年4月から着手予定の菅ヶ迫遺跡・菅ヶ迫第2遺跡の発掘調査報告書作成業務において、遺跡調査システムをインストールしたコンピュータを使用し、データ処理や図面作成を行う予定である。</p> <p>当該業務は、令和4年度から令和6年度にかけて実施した発掘調査のデータを基に、遺跡調査システム及びコンピュータで製図や編集を行うものである。</p> <p>現在、発掘調査のデータ作成及び保存は、全て上記事業者から賃借したシステム及びコンピュータを用いて行っている。</p> <p>仮に、他の事業者と契約した場合、現行システムとの互換性が担保できないため、業務の進行が著しく遅滞する恐れがある。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月22日
契 約 金 額	2,642,200円

令和7年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0986-23-3174 (直通)										
契 約 案 件 名	市政PR広報業務										
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するもの										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知することを目的としていることから、本市で最多の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的な方法である。</p> <p>なお、宮崎日日新聞への広告掲載に当たっては、同新聞社の広告代理店である上記事業者と契約する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>各新聞社の市内販売部数（令和7年4月時点）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 宮崎日日新聞</td> <td style="width: 50%;">20,440部</td> </tr> <tr> <td>2. 朝日新聞</td> <td>1,735部</td> </tr> <tr> <td>3. 毎日新聞</td> <td>2,597部</td> </tr> <tr> <td>4. 読売新聞</td> <td>3,855部</td> </tr> <tr> <td>5. 日経新聞</td> <td>735部</td> </tr> </table>	1. 宮崎日日新聞	20,440部	2. 朝日新聞	1,735部	3. 毎日新聞	2,597部	4. 読売新聞	3,855部	5. 日経新聞	735部
1. 宮崎日日新聞	20,440部										
2. 朝日新聞	1,735部										
3. 毎日新聞	2,597部										
4. 読売新聞	3,855部										
5. 日経新聞	735部										
契 約 締 結 日	令和7年4月23日										
契 約 金 額	執行見込総額 2,310,000円										

令和7年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 国スポ・障スポ大会局 総務企画課 [電 話 番 号] 0986-23-2696 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園整備事業第9号 陸上競技場改修工事建設資材市場価格調査業務委託
案 件 の 概 要	特殊建設資材の市場価格調査業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目8番6号 [名 称] 太洋エンジニアリング株式会社 福岡支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、特殊建設資材の市場価格を調査するものであり、適切に履行するためには、同業務の実績があり、精通している必要がある。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に上記事業者1者しか登録がありません。</p> <p>また、本市の競争入札参加資格者名簿に登録がないものの、九州内に本社または支店等があり、九州内での同業務の実績を有する事業者が2者ありますが、参考見積書の徴取に際し、いずれも辞退届が提出されました。</p> <p>以上の理由により、唯一本業務を履行できる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月23日
契 約 金 額	1, 210, 000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2120 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度自治体情報システム標準化に係るシステム移行業務委託
案 件 の 概 要	本委託業務は、国が進める自治体情報システムの標準化に対応するため、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」及び「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」に基づいたガバメントクラウド個別領域及び通信回線の設計構築、運用管理等の業務、また、現システムから標準化システムへのデータの移行と標準化システムの環境構築を行う業務である
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>市システム（Acrocity、MCWEL介護保険、市町村事務処理標準システム、THINK CreMas Cloud、総合福祉WEL+、健康カルテ等）は、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、本委託業務の実施に当たっては、市システムに関する専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、まず市システムの調査から行うこととなり、期間内に委託業務を終了することが困難となる可能性が高く、また、データ移行により市システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれもあり、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、市システムの導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月25日
契 約 金 額	203,293,200円

令和7年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度自治体情報システム標準化に係る生活保護システム移行業務委託
案 件 の 概 要	本委託業務は、国が進める自治体情報システムの標準化に対応するため、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」及び「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について」に基づいたガバメントクラウド個別領域及び通信回線の設計構築、運用管理等の業務、また、現システムから標準化システムへのデータの移行と標準化システムの環境構築を行う業務である
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 生活保護システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が導入及び設定を行ったものであり、本委託業務の実施に当たっては、システムに関する専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、まずシステムの調査から行うこととなり、期間内に委託業務を終了することが困難となる可能性が高く、また、データ移行によりシステムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれもあり、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、システムの導入及び設定を実施した上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年4月25日
契 約 金 額	13,424,400円

令和7年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第5弾) 事業に伴う取扱店舗 (各商工会管内) 登録業務委託
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券を取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町花木2039番地6 [名 称] 都北商工会連絡協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券 (第5弾) (以下「商品券」という。) を発行するにあたり、商品券を取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、市内各商工会 (庄内、中郷、山之口、高城、高崎、山田) 管内の商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しておりの確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券や暮らし応援券、プレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券 (第2弾、第3弾、4弾) でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月25日
契 約 金 額	5, 8 2 1, 2 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0986-23-7161 (直通)
契 約 案 件 名	都城市広域交通網の活用に関する調査検討業務委託 (第2期)
案 件 の 概 要	令和6年度に実施した「都城市広域交通網の活用に関する調査検討業務」について、関係機関協議結果を踏まえた既存資料の修正及び更新を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市淀川三丁目8番17号 [名 称] 株式会社福山コンサルタント 宮崎事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該業務は、令和6年度実施の「都城市広域交通網の活用に関する調査検討業務」における関係機関協議結果を踏まえた既存資料の修正及び更新を行うものである。</p> <p>都城市では、本市の強みである地の利を活かしたまちづくりのさらなる推進・発展を目的として「広域的な交通網の活用に関する調査検討業務」を令和6年度に発注し、指名型プロポーザル方式による選定を行い、上記事業者に決定した。</p> <p>令和7年度には国・県等関係機関と当該業務成果を元に協議を実施し、広域的な交通網の整備に係る効果等の検証を行う。</p> <p>国・県等関係機関協議に当たっては、協議結果を踏まえた既存資料の更新が必要となる。</p> <p>当該業務では、令和6年度業務成果を踏まえた上で既存資料の修正及び更新を短期間で行うため、令和6年度業務の内容を熟知し、関係機関協議結果を踏まえた迅速な対応が必要となる。</p> <p>上記より当該業務内容を熟知し、適切かつ迅速な履行が可能な業者は、令和6年度業務履行業者のみである。</p> <p>以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月25日
契 約 金 額	2,013,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第5弾) 事業に伴う取扱店舗登録業務委託
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券を取り扱える店舗の登録業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町17街区2号 TERRASTA2F [名 称] 都城商工会議所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、物価高騰等の影響により落ち込んだ地域経済の回復を図るとともに、市民の家計と地元商店や飲食店等を応援するため、都城市プレミアム付スマイル商品券 (第5弾) (以下「商品券」という。) を発行するにあたり、商品券を取り扱うことができる店舗を募集し、登録するものである。</p> <p>商品券を広く利用してもらうためには、多数の取扱店舗を確保する必要があるが、上記事業者は、都城商工会議所管内の商工業事業者に多くの会員を有し、幅広く周知を行うことができるとともに、会員の業種、業態にも精通しており的確な登録業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにふるさと応援券や暮らし応援券、プレミアム付スマイル商品券及びプレミアム付スマイル商品券 (第2弾、第3弾、4弾) でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月25日
契 約 金 額	1, 7 4 0, 7 6 8 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0986-23-7864 (直通)
契 約 案 件 名	参議院議員選挙・都城市議会議員選挙における投票所養生ビニールシート
案 件 の 概 要	令和7年度中執行予定の参議院議員選挙及び都城市議会議員選挙において、借用している各投票所の床等を傷めないよう使用する養生シートを購入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高木町6290 [名 称] 株式会社河宗
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>投票の際には、混雑防止、選挙人の利便性向上のため投票所に土足で入場できるようにしている。そのため投票所として借用している各施設の床等を傷めないよう養生ビニールシートを敷くが、選挙人が足を滑らせたりしないよう安全のために仕様書の規格のものを使用する必要がある。また、各投票所の形状に対応するため、仕様書のとおりの大きさをロールタイプのもが必要となる。物品入札参加有資格事業者名簿にビニール製品取扱事業者として登録されている事業者すべてに仕様書の内容を説明し、取り扱えるか確認したところ対応可能と回答された事業者が1者であった。また、名簿以外の複数事業者にも同様に確認したところ取扱いがなかった。</p> <p>現状から、取り扱い事業者を確保し、入札を行うことが困難である事に加え、選挙投票日に向けて早急に事業者を決定しなければならない。</p> <p>以上の理由から、唯一取り扱い可能との回答を得た上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年4月30日
契 約 金 額	1,752,300円

令和7年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0986-22-8883 (直通)
契 約 案 件 名	30m級先端屈折式はしご付消防自動車
案 件 の 概 要	屈折式はしご車の更新に伴い、増加する高層建物への対応能力向上や消防活動の効率性向上を目的とし、30m級先端屈折式はしご付き消防自動車を購入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町16-13 [名 称] 株式会社武田ポンプ店都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>予定価格を設定するにあたり、物品入札参加有資格事業者名簿に記載されている消防自動車販売事業者のうち、過去に消防自動車の販売実績がある事業者6者へ参考見積を依頼した。その結果、本局が定める仕様を満たす製品を提供できる事業者は武田ポンプ株式会社のみであることが判明した。</p> <p>現在、当該仕様の消防自動車を国内で製造している事業者は株式会社モリタのみであり、武田ポンプ株式会社は県内唯一の正規代理店である。</p> <p>さらに、同社は現在南消防署で運用中の屈折式はしご付き自動車の点検・修理も担当しており、専門的な知識と実績を有している。はしご付き消防自動車は、高層建物での火災や救助事案などの災害に対応し、市民の生命、身体、財産を守るための重要な緊急車両であるため、故障や不具合発生時には迅速かつ適切なアフターサポートが不可欠である。武田ポンプ株式会社は、市内に営業所を有しており、緊急時の迅速な対応が可能であり、これまでの取引実績から高い信頼性が確認されている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	264,191,100円

令和7年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援給付金（定額減税調整給付不足額給付分）給付事業に係る事務処理等業務委託
案 件 の 概 要	都城市物価高騰重点支援給付金（定額減税調整給付不足額給付分）の給付に係る業務委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 [名 称] キャリアリンク株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、令和6年度からの給付業務（住民税非課税世帯及びこども加算分）と並行しながら、それぞれの申請や問い合わせ等に適切かつ確実に対応することが求められる。</p> <p>また、今回の給付金については対象者の状況によっては令和6年度に実施した給付金（定額減税当初調整給付分）との精査等が必要になることから、一体性を伴った管理運営及び事務処理が不可欠である。</p> <p>さらに、提出書類や問い合わせ対応など短期間で膨大な事務を処理する体制を構築しなければならないことを考慮すると、本業務を履行可能な事業者は、令和6年度から引き続き給付業務を受託している上記事業者に限られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	25,045,265円

令和7年度 随意契約理由書

番号	25
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0986-36-5661 (直通)
契 約 案 件 名	子宮頸がんワクチン集団接種業務委託
案 件 の 概 要	予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づくHPV ワクチン接種の集団接種業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷南方字上無田3495-4 [名 称] 一般社団法人日本健康倶楽部宮崎支部
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条に基づき、HPVワクチン予防接種を実施するものであり、本事業の対象者は、都城市内に住所を有する予防接種施行令第3条に定められたもの及び予防接種施行令特例に定められたものである。都城市では、医師・看護師等の医療従事者や施設はないため、事業委託するものである。</p> <p>本業務は日曜日に予防接種を実施する予定であるが、本業務を履行可能な事業者は、市の競争入札参加資格者名簿に登録がない。そこで競争入札に代え、ワクチン接種会場である都城保健センターにて日曜日に業務が行えるとのことへの回答をいただいた2事業者による見積により委託先を決定することとし、見積を実施した結果、上記事業者がもっとも安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	執行見込総額 5,280,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市庄内地区乙房町及び菓子野町フットパス事業支援業務委託
案 件 の 概 要	田園地帯や街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩いてもらう「フットパス」の取組みを、まちづくり協議会が地域住民や大学生などと連携し、地域資源発掘のためのワークショップや現地調査を行い、コース選定・マップ作成などを行うことで、地域活性化を図るもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町12692-2 [名 称] 庄内地区まちづくり協議会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、「フットパス」の取組み（以下「フットパス」という。）により交流人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、庄内地区内を対象としてフットパスコースづくりや将来の担い手育成等を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、フットパスを主体的に実施することとなる地域住民との十分な調整・連携を図る上で、地域に精通していることが必要である。上記協議会は、自治公民館をはじめ庄内地区で活動する団体（地域づくり部会など）を組織化し管理しており、地域にも精通している。また、各団体の連携を促し、地域の課題解決や活性化を図れるよう、地域の中心となって取り組んでおり、また、コミュニティバスの運行などの実績もあり、上記協議会を除いて本業務を委託するのに適した者はいない。</p> <p>以上の理由により、上記協議会と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	1, 7 6 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直 通)
契 約 案 件 名	香禅寺揚水機場電線路改修工事設計業務委託
案 件 の 概 要	香禅寺揚水機場の電線路改修のための工事設計を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮 崎 県 宮 崎 市 柳 丸 町 3 3 8 番 地 1 4 [名 称] 宮 崎 県 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、機能不全となった香禅寺揚水機場の電線路改修の工事設計委託である。</p> <p>現在、香禅寺揚水機場に設置してある2基のポンプ設備のうち、1基が稼働不能となり残り1基についても絶縁抵抗値が基準値を超えている状態である。そのため出力を抑えて稼働させている状態であるが、農業用用水の供給に支障が生じている状態である。現状のまま稼働を続ければ2基とも稼働できない状態となる可能性があり、稲作に多大な影響が出るものと考えられるため、早急に工事計画を立案していく必要がある。</p> <p>上記事業者は、県内の土地改良区施設の定期診断を行っている唯一の事業者であり、香禅寺揚水機場の施設管理者である土地改良区と連携し2年に一度の定期診断を行い、前回の定期診断の結果、上記不具合を発見し、出力を抑えて稼働することで、機能を継続させる判断を行っている。</p> <p>そのため上記事業者は、過去の当該施設の定期診断結果を把握し、施設の構造を熟知している。また、多くの農業用関連施設の設計にも携わり、高度な技術力と実績を有している。</p> <p>以上の理由により、早急な工事計画立案が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	1, 4 7 4, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 畜産課 [電 話 番 号] 0986-23-2769 (直通)
契 約 案 件 名	啓発用消毒液
案 件 の 概 要	都城市内で発生した野生イノシン豚熱感染確認を受け、養豚農家に配布する消毒薬を購入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平江町5街区23号 [名 称] 富田薬品株式会社A&S都城営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、都城市内で発生した野生イノシン豚熱感染確認を受け、養豚農家に配布する消毒薬を購入するものである。</p> <p>本来であれば、入札により契約相手を決定すべきであるが、豚熱感染拡大を防ぐために早急に対応する必要があり、競争入札に付する時間的余裕がないため、競争入札に代え見積合わせを実施した。見積合わせの結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	1, 241, 625円

令和7年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	戸籍端末増設業務委託
案 件 の 概 要	戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)の令和7年5月26日施行により新たに生じる、戸籍に氏名の振り仮名を記載する事務に用いる戸籍端末の導入業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区東二丁目14番1号 [名 称] 富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部 西日本支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、整備されている戸籍総合システムは、平成17年度に合併に伴う戸籍システムの統合業務を上記事業者へ委託し、同事業者が導入したものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、ハードウェア及びソフトウェアの専門知識を有することや、本市の仕様で設定された本システムの内容を十分に理解していることが必要不可欠である。</p> <p>このため、上記事業者は、本業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。上記事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に他の事業者が当該更新作業を履行した場合、障害発生時の迅速な対応が難しく、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月1日
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0986-23-7163 (直通)
契 約 案 件 名	接遇研修等業務委託
案 件 の 概 要	市民サービスの一つである、職員の接遇向上のため、航空会社の客室乗務員並の接遇を目指し、接遇研修の実施や接遇状況を確認するモニタリング調査を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区高輪4丁目10-18 京急第1ビル [名 称] ANAビジネスソリューション株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、民間トップレベルの市民サービスを提供することを目的に、民間トップレベルの接遇を行う客室乗務員と同程度の接遇スキルを学び、そのスキルを活かした窓口・電話対応を実施できるよう、全職員に対して接遇研修を実施し、併せて、その後の研修効果を計るために、窓口・電話対応のモニタリング調査を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、上記の目的を達成するために、特にレベルの高い接遇研修が行える事業者へ委託する必要がある。</p> <p>この点、上記事業者の講師陣は、顧客満足度で最高認定を獲得しているANAの客室乗務員出身者等で構成されており、クレームや現場対応などの経験が豊富で、これまで数多くの客室乗務員を育成したノウハウをベースに接遇研修を実施している実績があるため、目標とする最高レベルの研修内容及び効果が期待できる。</p> <p>また、上記事業者は、平成27年度から接遇研修等業務委託を継続して受注しており、多くの職員が同事業者が行った研修を受講し、同じ接遇技術に基づきサービスを提供している。さらに、市役所内部で取り組んでいる接遇レベル向上のための取組事項についても、同研修での内容を基に推進を図っているため、目的達成の途中段階で事業者を変更することは多大な混乱と接遇レベルの低下を招くおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月2日
契 約 金 額	6,929,050円

令和7年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0986-23-7161 (直通)
契 約 案 件 名	デジタルスポーツ体験事業委託
案 件 の 概 要	新都市誕生20周年を記念し、ディスプレイの付いたゴーグルを装着し、腕にセンサーを付けて、仮想空間でエネルギー弾を打つARスポーツ「HADO」の業務委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区台場1目7番1号 アクアシティお台場 5F [名 称] 株式会社 me leap
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、新都市誕生20周年を記念し、本市の重要施策であるDSPRの柱の「デジタル」と「スポーツ」を活用し、子どもから大人まで楽しめるデジタルスポーツ体験事業「HADO」を実施するものである。</p> <p>「HADO」は世界16か国でプレイされており、2017年から世界大会も開催されている世界的なARスポーツである。</p> <p>この点、上記事業者は、ARスポーツ「HADO」を開発した唯一の事業者であり、それができるのは上記事業者に限られるため委託先は特定される。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月2日
契 約 金 額	2,574,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0986-23-7161 (直通)
契 約 案 件 名	都城市市政活性化アドバイザー業務委託
案 件 の 概 要	外部からの視点によって、本市の隠れた魅力を見出すとともに、アドバイザーから先進事例に関する情報提供や助言を頂きながら、施策立案機能の強化や効果的な事業の実施を図るため、物産・観光の振興をはじめとする対外的なPRの推進、各種基本計画等の策定及び人口減少対策等の知識やノウハウを有する専門事業者にアドバイザー業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 [名 称] 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の発注に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識及びノウハウを踏まえたアドバイスや提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式による業者選定によって、平成26年度に上記事業者と業務委託契約を締結し、平成27年度以降についても、引き続き同事業者と業務委託契約を締結している。</p> <p>本業務は、施策立案機能の強化及び効果的な事業推進を目的としており、スピーディな対応、的確なアドバイスや提言等によって、ふるさと納税やPR戦略、工業団地整備等、様々な分野で成果を挙げたところである。</p> <p>一方、平成26年度以降重点的に取り組んできたPR戦略及び物産・観光の振興に係る分野については、市の方針として、令和7年度も継続して推進していくこととなったところである。このため、本業務については、令和6年度の施策の展開を踏まえて遂行していくことが求められるため、令和6年度の業務を受託した上記事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月7日
契 約 金 額	9,900,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 資産税課 [電 話 番 号] 0986-23-2124 (直通)
契 約 案 件 名	地図情報システムデータファイル変換業務委託
案 件 の 概 要	最新の属性データ（土地マスタ、家屋マスタ、名寄せマスタ及び路線価マスタ）及び図形データ（地番図、家屋図及び路線価図）の変換、各種画像データの更新、各種レイヤ追加、各種システムへの属性データ及び図形データのセットアップ並びにシステム操作研修を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目5番16号 [名 称] 朝日航洋株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、稼働中の固定資産業務支援システム、地図情報システム及び窓口閲覧システムは、上記事業者が開発及び導入し、著作権を有しているものであるため、同事業者以外では、システムへのデータ変換を行うことが困難である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月9日
契 約 金 額	7,095,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産(土地)貸付けに伴う事業用定期借地権設定契約
案 件 の 概 要	「道の駅」都城NiQLL本棟における収益部分(ココニクル所有分)の底地(市有地)を賃貸するもの(歳入) ※契約締結日から令和18年3月31日まで
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5525-1 [名 称] 株式会社ココニクル都城
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 令和5年4月22日にリニューアルオープンした「道の駅」都城NiQLL本棟は、道の駅として担保すべき公益的機能を維持するとともに、収益性の確保や効率的な経営に努めることを目的として、公益施設部分は市が、収益施設部分(直販所、バックヤード部分、レストラン等)は株式会社ココニクル都城(以下、「ココニクル」という)が各々所有している。 本契約に当たっては、収益施設の底地において、事業目的の建物を所有することを目的とした事業用定期借地契約を、当該施設の所有者であるココニクルと締結するほか、本道の駅整備の目的を達成することはできない。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月12日
契 約 金 額	8,494,600円

令和7年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	市有財産(土地)賃貸借契約
案 件 の 概 要	「道の駅」都城NiQLL本棟における収益部分(ココニクル所有分)の底地(市有地)を賃貸するもの(歳入) ※契約締結日から令和18年3月31日まで
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5525-1 [名 称] 株式会社ココニクル都城
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、ココニクル都城(以下、「ココニクル」という)に対し、「道の駅」都城NiQLL(以下、「ニクル」という)における建物周辺の敷地(デッキテラス、歩行者動線等の空間)を賃貸するものである。ニクルは物産振興拠点でありつつ、地域の賑わいを創出する役割を担っている。そして、今回貸付を行う敷地においては、施設利用者の利便性向上により更なる集客力の向上を目指し、ひいては施設の設置目的の達成に寄与するため、利用者向けの経済活動(自販機の設置、イベントの開催、キッチンカーの出店など)を実施することを目的としている。このような施設設置目的を達成するためには、ニクルにおける公共施設の指定管理者であり、かつ収益施設の運営者であるココニクルに賃貸することで施設の設置目的に適合する。また、当施設の敷地の一部を上記事業者に賃貸することにより、指定管理業務の更なる効率化と土地の有効活用が図られる。以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月12日
契 約 金 額	7,121,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 フィロソフィ推進課 [電 話 番 号] 0986-23-7163 (直通)
契 約 案 件 名	特定課題解決型研修 (定住自立圏共生ビジョン事業) 業務委託
案 件 の 概 要	3市1町の広域定住自立圏に共通する課題を見出し、解決策を検討する研修の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 埼玉県さいたま市南区南浦和2-39-12-302 [名 称] 関口経営事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、都城広域定住自立圏共生ビジョンに基づき、都城市、曾於市、志布志市、三股町の3市1町の広域定住自立圏において、平成22年度から実施している研修である。</p> <p>この研修は、本圏域に共通する課題を見出し、解決策を検討する研修であり、本圏域の現状に精通している研修講師を選定する必要がある。</p> <p>また、研修内容により研修効果が左右されるため、政策形成研修の実績も考慮する必要がある。</p> <p>この点、上記事業者所属の講師は令和5年度から特定課題解決型研修委託を継続して受注しており、本圏域の課題等の現状に精通している。また、受講者からの評価も高く、都城市の政策立案研修や宮崎縣市町村職員研修センターの研修等、全国の自治体で多くの研修実績がある。</p> <p>このことから、上記事業者に業務委託することにより、本件の研修目的に最も合致した履行が期待でき、研修の効果が発揮できると考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月12日
契 約 金 額	1,466,600円

令和7年度 随意契約理由書

番号	37
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0986-23-2765 (直通)
契 約 案 件 名	大腸がん検診 (集団方式) 業務委託
案 件 の 概 要	健康増進法に基づく大腸がん検診事業を集団方式で実施する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県中央区大江三丁目2番55号 [名 称] 社会医療法人社団高野会 大腸肛門病センター高野病院
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、医療関係機関でなければ履行できない業務である。しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないため、競争入札に代え、見積合せを行うことにより決定することとした。受注者の選定に当たっては、県内で当該業務を行うことが可能と想定される事業者に対して、本業務の履行が可能かどうか事前に確認したところ、受託の意思を示したのは2者のみであり、見積合せを行った結果、上記法人の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月14日
契 約 金 額	執行見込総額 18,343,095円

令和7年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津邸建造物調査業務委託
案 件 の 概 要	都城島津邸の建造物を文化財として保存していくために、文化財調査を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 京都市中京区壬生坊城町48-3 壬生坊城第2-3-419 [名 称] 合同会社 環境文化保存計画菅澤1級建築士事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城島津邸の建造物8件（都城島津家住宅 主屋・離れ・内蔵・外蔵・石蔵・剣道場・社・御門）は、その歴史性や明治以降の建築学的特徴を有する貴重な文化財として、都城市文化財に指定されている。</p> <p>今後、県指定・国指定等の上位指定を目指しているが、それにあたって、その構造や工法、部材等について、文化財的な調査を実施し、それを反映した調書を整えるよう文化庁及び県教育委員会が指示している。</p> <p>よって、調査にあたっては、文化財（建造物）に関する高い知識と文化財調査・修理を実施できる資格（上級文化財保存修理技術者）を持つ業者に委託する必要がある。この点について、上記業者は、本業務の履行に必要な資格と、これまで都城島津邸の建造物の修理の設計管理と、それに先立つ現状調査を行っていることから、本業務の履行に必要な知識及び実績も有している。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した上記業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月14日
契 約 金 額	2, 3 8 7, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 地域生活課 [電 話 番 号] 0986-64-1114 (直通)
契 約 案 件 名	健康の館パークゴルフ場草刈業務委託
案 件 の 概 要	健康の館に隣接するパークゴルフ場の年4回の草刈業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町江平2378番地 [名 称] 有限会社 江平建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、3者を指名し競争入札を執行したところ、3回目の入札においても不落であったため、不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち、見積合わせ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月15日
契 約 金 額	2,442,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0986-23-2132 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール舞台照明設備修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの大ホール及び中ホールの舞台照明設備を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区大名1-14-45 [名 称] 丸茂電機 株式会社 福岡営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市総合文化ホールの舞台照明設備については、同ホール専用の仕様となっている。</p> <p>現在、舞台照明設備のうち、大ホールのイーサネット、調光装置及び中ホールのイーサネット、調光装置は交換修繕時期である。</p> <p>上記事業者は、都城市総合文化ホールの舞台照明設備について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。</p> <p>また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。</p> <p>さらに、上記事業者は、舞台照明設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月16日
契 約 金 額	161,370,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直 通)
契 約 案 件 名	防災重点ため池整備事業 池平地区 外2件 調査計画業務委託
案 件 の 概 要	防災重点ため池整備事業池平池、上池、中池において、ため池改修の新規採択に向けた構想設計、経済効果の算定及び事業計画書の作成を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>構想設計を行うに当たっては、都城市の長期計画、地域営農構想、農村地域防災減災推進計画等を踏まえながら、地区の課題や地元農家の意向を十分把握した上で、事業制度が求める整備水準との整合を図る必要がある。また、整備計画、維持管理計画、事業費算定、経済効果算定等のハード部門を総合的に勘案し、地区に最適な事業計画とする必要がある。</p> <p>このためには、業務についての専門知識はもとより、豊富な経験等が求められ、事業計画書作成から地元合意形成など、事業採択までの長期の業務における地元関係者や市との綿密な連携が重要となる。</p> <p>よって、委託先の選定に当たっては、計画概要書作成実績、事業計画書作成実績、国・県のヒアリング対応、委託完了後のフォローアップ等を十分考慮する必要がある。これらの技術や実績は、民間コンサルタントにはなく、上記団体のみが経済効果算定、事業計画書・申請書類作成等のノウハウを有している。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月16日
契 約 金 額	17,985,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直通)
契 約 案 件 名	旧雄児石保育所解体撤去業務委託
案 件 の 概 要	旧雄児石保育所の解体撤去業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7403番地 [名 称] 株式会社 エコロ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、老朽化した旧雄児石保育所を、台風等による近隣への被害防止の観点から及び近隣住民からの要望により、7月末までに解体撤去を行うものである。</p> <p>本業務は予定価格500万円を超える業務委託であり、本来であれば入札参加資格審査委員会に付議した上で入札により契約相手方を決定すべきであるが、時間的余裕がない。</p> <p>そのため、競争入札に代え、6者での見積合せを行うことにより契約相手方を決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月16日
契 約 金 額	4, 7 3 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0986-64-1113 (直通)
契 約 案 件 名	単災第1号 助谷線道路災害復旧工事
案 件 の 概 要	災害復旧工事の施工に伴い、契約工事範囲外の舗装工及び仮設工を行うものである
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市野々美谷町1680番地3 [名 称] 株式会社 瀬戸山組
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本工事は、令和6年の梅雨前線豪雨により被災した市道助谷線の災害復旧工事に隣接する道路について舗装工及び仮設工を行う工事である。</p> <p>現在、上記事業者が令和6年10月から災害復旧工事を施工中であるが、当初予期し得なかった道路からの多量の湧水により土砂が流出し、施工範囲外の道路舗装まで影響を与えている。そのため、湧水による土砂流出を防ぐための仮設工及び舗装工を行う必要がある。</p> <p>本工事は被災区間の災害復旧工事と一体的に施工を行う必要があり、現在当該箇所の災害復旧工事を施工中である上記事業者が施工を行うことで、現場での作業が輻輳せず、安全性及び効率性の確保が期待できる。また同一事業者が施工を行うことで、円滑な工程管理による工期の短縮が可能である。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するよりも有利と認められるため、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月16日
契 約 金 額	4, 719, 000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 観光PR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2193 (直通)
契 約 案 件 名	6次化等商品開発共創事業業務委託
案 件 の 概 要	6次産業化の取組みを行う市内の農家、農業法人等を対象に、現在の市場の動向に沿った魅力ある商品開発を実現するため、オリジナル商品の開発を受注者及び協力者の経験・知見に基づき個別のアドバイスを実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都杉並区西荻南2-6-5 [名 称] 一般社団法人 買いたくなるものいいもの研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、首都圏へ販路拡大するため、6次産業化の取組みを行う市内の農家、農業法人等を対象に、本市を代表するようなオリジナル商品を創造することを目的とした個別アドバイス及び完成した商品のテストマーケティングを実施するものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、本事業において開発した各商品の特性を十分に理解していること、また、マーケットインを重視した首都圏販路や消費者に精通していることに加え、単にオリジナル商品を創造するだけでなく、信頼される品質を確保するために必要な食品加工技術及び品質管理基準も踏まえ対応できることが必要不可欠である。</p> <p>その点、上記事業者は令和4年度から引き続き本事業に携わっており、各商品特性を熟知している。また、首都圏版図や消費者に精通しているだけでなく、消費者に信頼される品質を確保したオリジナル商品をこれまでに複数開発してきた実績があり、上記事業者以外に同様の水準を満たせる者はほかにいない。</p> <p>以上の理由により、本業務の適切かつ効率的な履行が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月16日
契 約 金 額	3,960,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 住宅施設課 [電 話 番 号] 0986-23-2581 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度都城市営住宅定期点検業務委託
案 件 の 概 要	市で保守・管理している市営住宅について、建築基準法第12条第2項の規定に基づく定期的な点検を業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館4F [名 称] 一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項の規定に基づき、市営住宅の定期的な点検を1級、2級建築士等にて実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、3年以内に実施することが同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）に定められており、一定水準以上の点検の精度、報告資料等の統一性及び継続性並びに安定した業務の実施が求められる。</p> <p>以上の点について、上記事業者は県内施設の定期点検業務を受注している実績があり、点検の精度、報告資料等については協会内で統一され、均一的な成果内容が期待できる。また、上記事業者は市内及び県内多数の建築設計事務所で構成されており、人員不足や廃業等の心配が無く、継続的な業務委託の締結が可能であると考えられる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月19日
契 約 金 額	3,267,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	参議院議員通常選挙開票所用 投票用紙交付機・分類機増設ユニット・計数機
案 件 の 概 要	参議院議員通常選挙の開票所における開票作業の効率化のため、投票用紙交付機・分類機増設ユニット・計数機を購入するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区店屋町6番25号 [名 称] 株式会社ムサシ福岡支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 現在、都城市の投開票作業で使用する主要選挙機器（交付機、計数機、分類機）は、全て株式会社ムサシ製である。そのため、機器の事前の調整及び点検は、上記事業者に依頼している。 よって、本件については、上記事業者から購入することにより、既存の機器との一体的な調整及び点検が可能となり、また、これらに係る予算執行及び管理の効率化が図れることとなる。 以上の理由により、同事業者と随意契約をするものである
契 約 締 結 日	令和7年5月20日
契 約 金 額	5, 506, 600円

令和7年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2130 (直通)
契 約 案 件 名	浄化槽台帳システム登録更新保守業務委託
案 件 の 概 要	浄化槽の登録、更新を行うシステムを更新するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町30街区7号 [名 称] パソコンプラザ都城株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>浄化槽台帳システムは、上記事業所が構築・納入した製品である。 同システムを使用し、浄化槽の登録等の更新を行うには、データ更新のサポート・データベースの検証・ソフトウェアの保守が必要であり、このシステムの専門知識や技術を有するとともに、設定内容を十分理解している事が必要不可欠である。</p> <p>仮に、本業務を他の事業者へ委託した場合、データの連携や誤作動等の不具合が生じたときの責任が不明確になり、原因究明や障害の復旧に支障が生じる恐れが高くなる。</p> <p>以上の理由により、本件業務を上記業者に委託することで最も適切かつ確実に履行できることから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月20日
契 約 金 額	3,184,500円

令和7年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税部 ふるさと納税課 [電 話 番 号] 0986-23-2452 (直通)
契 約 案 件 名	ふるさと納税返礼品における産地判別検査業務委託
案 件 の 概 要	都城市ふるさと納税返礼品に対して、産地判別検査を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県横浜市栄区上郷町1112-1 [名 称] 株式会社 同位体研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市ふるさと納税返礼品に対して、同位体検査を用いて産地判別検査を実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、ふるさと納税返礼品という食材から加工品まで複数の品物の産地判別検査を実施し、産地情報を提供できることが必要である。また、強調表示の一種である飼料の特色を謳った商品に対しても、該当飼料を使用していたか検証する。以上の要件を満たす事業者は、上記事業者しかいない。</p> <p>また、上記事業者であれば、各食品データの蓄積も国内最大規模の80,000件を超えており、ほぼすべての食品に対して検査可能であることから食品に合わせて事業者を変更することなく、合理的かつ一元的な情報収集が可能となる。自治体の表示確認検査、国の行政検査、そして司法鑑定にも協力実績もあることから、検査の信頼性が担保されている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月21日
契 約 金 額	執行見込総額 3,300,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	高崎新田駅前団地エレベーター修繕
案 件 の 概 要	高崎新田駅前団地に設置されているエレベーターの主ロープ等の取換修繕を行うもの ○主ロープ取換 (A, B, C号機) ○調速機用ロープ取換 (A, B, C号機) ○調速機テンションプーリーベアリング取換 (A, B, C号機)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社 日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 今回の修繕業務は、修理部品の交換から調整までエレベーターの機能維持に必要な契約である。 エレベーターの仕様・構造はメーカーごとに異なり、修理等についても各メーカーは、直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。このため、仮にメーカー等以外の事業者へ修繕を依頼した場合、事故等発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確になり、確実な賠償が受けられないおそれがある。 以上の点を考慮し、安全性の確保及び事故発生時の責任の明確化の点から、設置されているエレベーターの施工及びメンテナンスを専門としている上記事業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月21日
契 約 金 額	1, 6 4 4, 5 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度学習用コンピューター式
案 件 の 概 要	市内の小・中学校で使用する児童生徒1人1台端末を整備するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目1番16号 [名 称] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、国の補助事業である公立学校情報機器整備事業（公立学校情報機器購入事業）を活用して小・中学校の児童生徒1人1台端末（以下「端末」という。）の整備を行うものである。</p> <p>公立学校情報機器整備事業（公立学校情報機器購入事業）では、県及び県内市町村で構成する共同調達会議による共同調達が補助要件とされており、宮崎県及び県内市町村で宮崎県GIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置して共同調達を行っている。共同調達では協議会が実施する公募型プロポーザルで事業者を選定している。</p> <p>本プロポーザルは、協議会が令和6年4月16日に実施を公告し、その結果、2者から応募があり、書類審査を経て、当該2者によるプレゼンテーションを令和7年2月19日に実施した。</p> <p>書類審査及びプレゼンテーションでは、あらかじめ規定された評価項目に基づき、協議会の全構成団体で価格審査及び技術審査を行い、審査の結果、協議会は上記業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上により、協議会が優先交渉者に選定した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月22日
契 約 金 額	20,875,888円

令和7年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0986-23-7183 (直通)
契 約 案 件 名	シニアドライバー持続化支援事業に係る実車訓練業務委託
案 件 の 概 要	高齢運転者による交通事故を削減するとともに運転寿命を延伸することを目的とした事業における実車訓練を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市五十町4540番地3 [名 称] 株式会社みゆき学園 ナカムラ自動車学校
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、高齢者の交通事故防止と運転寿命の延伸を目的として平成31年度に市内自動車学校その他関係機関・団体との間で締結した協定に基づき実施するものである。 技能検定員を有する自動車学校は市内に3校存在するが、本協定に調印した学校は2校に留まったため、本業務はその2校に委託することとし、それぞれ随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月22日
契 約 金 額	執行見込総額 1,155,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部課等名] 総務部 総務課 [電話番号] 0986-23-7183 (直通)
契約案件名	シニアドライバー持続化支援事業に係る実車訓練業務委託
案件の概要	高齢運転者による交通事故を削減するとともに運転寿命を延伸することを目的とした事業における実車訓練を委託するもの
契約の相手方	[所在地] 都城市都北町7333番地 [名称] 株式会社みゆき学園 警友自動車学校
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、高齢者の交通事故防止と運転寿命の延伸を目的として平成31年度に市内自動車学校その他関係機関・団体との間で締結した協定に基づき実施するものである。 技能検定員を有する自動車学校は市内に3校存在するが、本協定に調印した学校は2校に留まったため、本業務はその2校に委託することとし、それぞれ随意契約をするものである。
契約締結日	令和7年5月22日
契約金額	執行見込総額 1, 155, 000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0986-23-2130 (直通)
契 約 案 件 名	都城市斎場火葬炉設備機器修繕
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉設備 (排風機、炉圧ダンパー、冷却器、炉内台車) の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 富山県富山市奥田新町12番3号 [名 称] 株式会社 宮本工業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>これらの火葬炉設備は、上記事業者の設計仕様に基づき施工している極めて特殊な設備である。</p> <p>仮に他の事業者が本業務を履行した場合、点検作業、点検に要する機器及び部品の交換時期の判断、部品の調達等の問題から、火葬炉の使用に著しい支障を来すおそれがあり、また、設置事業者の性能保証も得られない。</p> <p>以上の理由により、火葬炉設備を導入した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月23日
契 約 金 額	30,558,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0986-23-3319 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リサイクルプラザプラント設備点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザのプラント設備、粗破砕機、磁力・アルミ選別機、ペットボトル圧縮梱包機、金属圧縮機等の設備点検業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪府中央区淡路町二丁目5番11号 [名 称] 極東開発工業 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本委託業務は、燃やせないごみを破砕する破砕機、破砕したごみから鉄・アルミの資源物を抽出する選別機、抽出した資源物や破砕ごみを運搬するコンベヤ等の安全性の確保や機能の維持を目的とした点検業務である。 これらの機械設備は、上記事業者の設計した仕様及び構造に基づき施工された、極めて特殊な機械設備である。 このため、仮に他の事業者へ設備点検を委託した場合、確実な業務の履行が期待できないことや、不具合が生じたときに、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復に支障が生じる可能性が高く、メーカー保証を受けられない恐れがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月23日
契 約 金 額	3,960,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	氏名の振り仮名通知サービス業務委託
案 件 の 概 要	戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を追加するため、本市の本籍人に対する振り仮名の通知作業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号 [名 称] 富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 西日本支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年6月2日に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、令和7年5月施行の戸籍への氏名の振り仮名について、法施行後、遅滞なく本市の本籍人に対して振り仮名の通知作業を委託するものである。</p> <p>本市が導入している戸籍総合システム・ブックレス（以下、「システム」という。）を提供する上記事業者は、全国1,200以上の自治体での実績を有し、機微な個人情報扱うバリアブル印刷においても多くの実績がある。振り仮名を印字する通知書作成に関する豊富な経験とノウハウにより、品質、納期及びセキュリティ面で安心して事業委託が可能である。</p> <p>上記事業者はシステムの文字をそのまま出力できるため、漢字の字形に起因する問い合わせを軽減できる。他事業者では文字の縮退処理が必要となり、処理に時間がかかり、コストが増加することや市民からの問い合わせが増えることが懸念される。</p> <p>また、システム改修と通知書作成を同一事業者が担当することで業務効率化が図れ、戸籍制度に精通した知見により、令和7年5月26日の法施行後、遅滞なく確実な通知送付が可能となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月26日
契 約 金 額	4, 2 2 4, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0986-62-1113 (直通)
契 約 案 件 名	前田団地1 住宅施設解体及び跡整地工事
案 件 の 概 要	前田団地1の解体及び跡整地工事を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高崎町東霧島743番地 [名 称] 有限会社 ヒロ建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は火災のあった市営住宅の解体及び跡整地工事であり、予定価格が200万円を超えるため、本来は入札により契約相手方を決定すべきですが、築造が昭和28年と古いことから、詳細な図面がなく、さらに大半が火災により焼失しており、正確な数量の算出が困難で積算することができないため、競争入札に代え、7者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせの結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月26日
契 約 金 額	3,630,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0986-23-2617 (直通)
契 約 案 件 名	食育と地域の魅力発信プロジェクト業務委託
案 件 の 概 要	食育の推進や地域食材の魅力発信を目的とした学校限定で放送する番組「耳恋in給食の時間」の制作、配信業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通1丁目1番33号 [名 称] 株式会社 エフエム宮崎
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、学校における食育の推進や地域食材の魅力発信を目的として、学校給食の時間に放送する番組を制作し、配信するものである。現在、対面での食育授業や夏休みの親子料理教室、ふるさと給食のYouTube動画の配信などにより食育や地産地消の推進を図っているが、新たな手法による発信を行うことで、児童生徒をはじめ、教職員や保護者等に改めて食育や地産地消に興味や関心を持ってもらうことを目的とするものである。</p> <p>ラジオ方式による学校限定番組の制作及び配信には、ラジオ番組の高度な制作技術が必要であるが、上記事業者は、『レディオパラダイス耳が恋した』や『ハイブリッドモーニング』など県内でも認知度の高いラジオ番組制作の実績がある。また、今回コラボする『レディオパラダイス耳が恋した』のパーソナリティは、みやこんじょ大使を務めており、本市の魅力を熟知し、日頃から積極的に発信していることから、児童生徒をはじめ、教職員や保護者等に親しみもあり、本市の魅力をより分かりやすく伝えることで、さらなる食育や地産地消の推進が可能となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月26日
契 約 金 額	2,000,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0986-23-2672 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎機構改革に伴う福祉課吊下サイン設置業務委託
案 件 の 概 要	機構改革に伴い福祉課の吊下サインを設置するほか本館1・2階及び庁舎周りサインの設置等について業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番1号 [名 称] コクヨマーケティング株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、機構改革に伴う福祉課の吊下サインを新たに設置するとともに本館1・2階及び庁舎周りサインの設置・表示内容変更を行うものである。</p> <p>当該サインについては、平成30年度に上記事業者によるレイアウト改修においてサイン等の設置を行っており、全体を通して表示を統一している。</p> <p>今回の改修では、既存の雰囲気損なうことなく、また、サイン表示の統一性がなくなることで、来庁者に混乱を招くことがないよう、十分に配慮しなければならない。</p> <p>この点、上記事業者は平成30年度にレイアウト改修を行っており、現状のサインの構造・材質・施工方法も十分に把握していることから、適切かつ確実な履行が担保されている。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月26日
契 約 金 額	1,344,200円

令和7年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9543 (直通)
契 約 案 件 名	学校用パソコン等修繕 明和小学校分ほか30件
案 件 の 概 要	市内小学校に配置されているパソコン等機器の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、市内小学校に配置されている校務支援システム等の学校用システムで利用する端末の内、故障した端末の修繕を行うものである。 本端末の調達契約において、故障した端末等の回収やメーカーへの発送を上記業者が行うことになっていること、端末の修繕後に、システムやネットワーク用の設定を、修繕前と同等の状態にして納品する必要があることから、本端末の調達契約業者であり、また、市内小学校の校内ネットワークの導入・整備を行った上記業者と随意契約をするものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月26日
契 約 金 額	1,008,480円

令和7年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] スポーツ部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0986-23-9546 (直通)
契 約 案 件 名	東京ドーム「キャンプ地 都城DAY」イベント開催業務委託
案 件 の 概 要	東京ドームで実施する「キャンプ地 都城DAY」のイベント開催業務委託を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市都北町5225番地1 [名 称] 都城プロ野球キャンプ協力会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市のPR及びスポーツキャンプの継続のために、「キャンプ地 都城DAY」を東京ドームで実施するものである。</p> <p>「キャンプ地 都城DAY」は、令和5年、令和6年及び令和7年の2月に都城市内で読売巨人軍ファームキャンプ（以下、「本キャンプ」という。）を実施した縁で開催するものである。なお、本キャンプは、当初、令和4年度から令和5年度までの2年間限定として実施予定であったところ、民間主導で設立された都城プロ野球キャンプ協力会（以下、「協力会」という。）が中心となり、おもてなし業務等を受託・運営する等、本キャンプの継続開催を働きかけた結果、令和6年度も継続開催していただける運びとなったものである。</p> <p>しかし、令和7年度以降の予定については未定であり、本市としては同キャンプの継続を期待している。</p> <p>本キャンプの継続実現のためには、「キャンプ地 都城DAY」を通じ、読売巨人軍との関係性をより強固なものとする必要がある。協力会は前述のとおり、既に読売巨人軍との信頼関係を培ってきており、本業務を協力会に委託することで、更なる関係性の構築と本キャンプの継続開催への好影響が期待できる。</p> <p>以上の理由により、協力会と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月27日
契 約 金 額	4,969,250円

令和7年度 随意契約理由書

番号	61
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館企画展用宣材等制作業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館企画展「都城地域の戦争と平和」用宣材等制作の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町7284番地1 [名 称] 株式会社 都城新生社印刷
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、3者を対象に指名型コンペ方式により選定を行うこととした。</p> <p>本コンペは、令和7年4月23日に3者に対してコンペの実施を通知し、その結果3者から応募があり、参加資格審査を経て、当該3者による企画提案書に基づく書類審査を5月16日に実施した。</p> <p>本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月27日
契 約 金 額	965,140円

令和7年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	森林境界明確化事業 中郷第2地区業務委託
案 件 の 概 要	中郷地区の森林境界を明確化するために、現地精通者調整及び現地調査、境界確認説明会、同意取得、森林境界保全図作成等を実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、中郷地区（地籍調査未実施地区）の山林において、境界が不明確であり、伐採・造林等の森林施業に支障をきたしているため、施業境界を明確化し森林施業の促進を図ることを目的とする業務である。</p> <p>本業務は、令和5年度にプロポーザル方式にて上記事業者が受注した業務の後工程業務であり、前工程で得た成果を利用し、年次的に森林境界を明確化するものである。</p> <p>上記事業者は、令和6年度以降に森林所有者へ境界案の根拠説明を行う際に使用する「3次元表示システム」の導入事業者であり、上記事業者でないとシステムの適切な運用・更新作業ができない上、地元説明会時の適切かつ円滑な業務遂行ができなくなる。</p> <p>以上の理由により上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月28日
契 約 金 額	35,750,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度 森林経営管理制度に基づく森林経営管理意向調査業務委託
案 件 の 概 要	「森林経営管理制度」の運用のため、森林に関する各種データを整備し、その情報から対象森林を抽出し、森林所有者へ森林の経営管理についての意向調査等を行う業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>手入れ不足の森林について、森林所有者から市町村に対し委託を受け、市町村が直接経営管理、又は経営管理を市町村から林業経営者に対し再委託を行う「森林経営管理制度」（以下、「制度」という）の運用のため、年次計画に基づき、本年度は山之口町において制度対象森林の抽出及び意向調査等を実施する。</p> <p>市では、「宮崎県森林GIS」、「林地台帳管理プログラム」、「土木GIS（PasCAL for LGWAN統合型）」で森林整備に関する業務を行っている。この業務委託では、森林に関するデータを整備し、それぞれのシステムの更新を行い、GIS上で森林情報の一元化を行った上で、制度対象森林の抽出と森林所有者の特定を行い、意向調査を実施し、さらに、意向調査の進捗状況や結果についてもシステムに反映させ、制度の運用を行う。そのため本業務を行う事業者は、3つのシステムの連携や機器の専門的知識及び制度について、内容を十分に理解していることが不可欠である。</p> <p>これらのシステムはすべて上記事業者が開発・構築したものであり、同事業者でなければ上記システムすべての情報を一度に扱うことができず、本業務を履行できない。</p> <p>仮に他の事業者に委託した場合、システムの連携障害やトラブル発生時の迅速な対応が難しく、事務に支障を来すおそれがあり、さらに、不具合の原因がシステム側にあるのか運用側にあるのか判別することは難しいことから、責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月28日
契 約 金 額	11,660,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0986-36-5862 (直通)
契 約 案 件 名	統計調査地図システム改修業務委託
案 件 の 概 要	本年度実施される国勢調査に係る調査区設定用地図システムを、最新の情報に更新するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、当課調査統計担当で使用する統計調査地図システムが令和元年の情報であり、本年度実施される国勢調査で利用するにも情報が古く支障をきたすことから、最新の住宅地図と調査区情報を突合せ、最新の情報となるよう更新するものである。</p> <p>なお、本システムは、GIS基本ソフトウェアArcGISを利用し上記事業者が独自開発を行ったシステム (PasCAL Basic) を活用していることから、本業務は、当該システムを開発した業者でなければ適切かつ確実な履行は望めない。</p> <p>仮に、本業務を他の業者に委託した場合に不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明や修復するのに長期間要するなど国勢調査に支障が生じる可能性が高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月28日
契 約 金 額	3,025,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	小中学校アウトリーチ事業委託
案 件 の 概 要	多感な小中学生に優れた芸術を身近に感じてもらい、生の演奏や演技を体感する機会を提供することにより、豊かな情操を培い、その健全な育成を図るとともに、地域文化の振興に資することを目的に実施する事業の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市北原町1106番地100 [名 称] 公益財団法人 都城市文化振興財団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 上記法人は、都城市とその周辺地域における文化芸術の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、地域住民の主体的で創造的な文化芸術活動を促進し、豊かな地域文化の発展と形成に寄与するといった、本来、市が直接取り組むべき役割を担うことを目的として設立された法人である。 本事業は、小中学生に優れた芸術を身近に感じてもらうとともに生の演奏及び演技の体験を通じて、「豊かなこころづくり」を進めることを目的に実施するものであり、その趣旨は、同法人の設立趣旨と一致し、本事業を実施可能な団体は同法人のほかはない。 また、同法人でのアウトリーチ事業の受託実績は10年以上に及び、本市の文化教育の普及と向上に大きく貢献している。 以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月29日
契 約 金 額	4, 7 8 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 選挙管理委員会 [電 話 番 号] 0986-23-7864 (直通)
契 約 案 件 名	参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置等業務委託 (都城3-2)
案 件 の 概 要	参議院議員通常選挙の執行に伴うポスター掲示場設置等業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市平塚町2914番地 [名 称] 須賀建設 株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>参議院議員通常選挙は、令和7年7月3日公示、7月20日投開票の日程で執行の見込みである。</p> <p>令和7年5月26日(月)に6者を指名して入札を行う予定であったが、当日までに5者から辞退届が提出され入札が不調となった。</p> <p>本来であれば、再度の競争入札により契約の相手方を決定する必要があるが、現状から応札の意思表示をする事業者の確保が困難であることに加え、本業務の履行期間の確保を考慮すると、改めて競争入札に付する時間がない。</p> <p>以上の理由から、入札参加業者のうち唯一応札の意向を示した上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月29日
契 約 金 額	1, 210, 000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	粗破碎機カッター刃取替外修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの機械設備（粗破碎機、回転式破碎機等）を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市淡路町二丁目5番11号 [名 称] 極東開発工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市リサイクルプラザにおいて、施設の安全性の確保及び機能を維持するための修繕である。</p> <p>主な修繕項目は、不燃ごみなどを破碎処理する機械、資源ごみの圧縮・梱包を行う機械などである。</p> <p>上記の機械設備は、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工されたため、極めて特殊な機械設備であり、上記事業者以外の事業者がそれらを詳細に理解することは極めて困難である。</p> <p>仮にほかの事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達に困難であり、確実な業務の履行が期待できない、さらに不具合生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復にも支障が生じる可能性が高く、修繕後の機械設備についても性能保証を得られないおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月30日
契 約 金 額	95,700,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	69
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0986-23-9545 (直通)
契 約 案 件 名	都城市立図書館 中央監視装置用クライアントPC交換修繕
案 件 の 概 要	図書館空調設備の監視制御PCを交換・修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区堅粕三丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、都城市立図書館（以下「本図書館」という。）の空調設備の監視制御PCが経年劣化しているため、交換、調整等を行うものである。</p> <p>本図書館は、中心市街地内に位置する教育施設として、年間約360日開館するとともに、午前9時から午後9時まで長時間開館しており、空調機能が正常に機能しないことは、利用者が本図書館を快適に利用することの妨げにつながる。</p> <p>上記事業者は、現在、当該空調設備の保守点検業務を受託しており、同設備の運転状況や部品劣化等の把握に熟知している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、同設備に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>加えて、本件修繕にて交換するPCは上記事業者（及びその取引事業者）が社外秘のアプリケーションやデータをあらかじめインストールする必要があり、上記事業者以外にはPCの調達ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和7年5月30日
契 約 金 額	1,320,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	令和7年度今町小学校水泳授業民間プール活用業務委託
案 件 の 概 要	水泳授業のための施設利用に加え、授業の際に必要な練習用器具の使用、学校から施設まで及び施設から学校までのバスでの送迎を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市宮丸町3021 [名 称] 株式会社フィットピア
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 今回委託する今町小学校水泳授業民間プール活用業務は、水泳授業のための施設利用に加え、授業の際に必要な練習用器具の使用、学校から施設までのバスでの移動の全てを含む契約である。 学校の教育課程上、授業時間は限られており、本件のような民間施設を利用した水泳授業では、学校での水泳授業と比べて移動に時間を要することとなる。上記事業者は今町小学校に最も近い民間プールであり、他の事業者に委託した場合、上記事業者と比べ移動時間により多くの時間を取られ、以前と同様の時間で水泳授業が受けられなくなる懸念がある。 以上の理由により、安定した授業時間の確保のため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年5月30日
契 約 金 額	執行見込総額 1, 284, 800円

令和7年度 随意契約理由書

番号

71

担当課	部課等名	健康課
	電話番号	0986-23-2765
件名	都城市肝炎ウイルス検診業務委託	
業務等の内容	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、40歳以上の市民を対象に、肝炎の主な原因となるウイルス感染を調べる検診業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町8街区23号
	名称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、具体的にどの医療機関が肝炎ウイルス検診を実施できるのか、また、各医療機関の受入可能件数がどの程度あるのかなどの情報が少ないため、本業務の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。 また、本事業の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。 以上の理由より、都城北諸圏内の医師の多くが所属し、それぞれの医療機関の実施状況を把握している上記法人と随意契約するものである。	
契約締結日	令和7年6月1日	
契約金額	5,148,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

72

担当課	部課等名	健康課
	電話番号	0986-23-2765
件名		骨粗しょう症検診業務委託
業務等の内容		健康増進法（平成14年法律第103号）に基づいて実施する令和7年度骨粗しょう症検診業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町8街区23号
	名称	公益社団法人都城市北諸県郡医師会
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務を本市が直接実施することは、医師看護師等の医療従事者及び施設がないため、不可能である。 また、受診者に対し、検診結果を基に日常生活の体調管理等の事後指導を行い、受診後の更なる健康増進を促す必要があることから、受診者の利益を考慮し、過去の受診記録を活用できる体制が望ましい。 このことから、令和6年度以前から、本業務を委託している都城健康サービスセンターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月1日
契約金額		1,232,249 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

73

担当課	部課等名	消防局総務課	
	電話番号	0986-22-8882	
件名	消防局職員救急救命士健康診断及び予防接種等業務		
業務等の内容	消防局職員救急救命士健康診断及び予防接種等の業務を委託するもの		
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町12街区4号	
	名称	医療法人敬仁会瀬ノ口醫院	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市には、どの医師が産業医の業務を実施できるのかという情報が少なく、適切な医師の選定が非常に困難である。このため、産業医業務の実施に当たっては、市内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している一般社団法人都城市北諸県郡医師会に毎年度適切な医師の選定を依頼しており、本年度は、同医師会から上記の医療機関の院長を含め5名の医師の推薦があった。推薦のあった5名の医師のうち、上記医療機関の院長は、都城市消防局の産業医として労働衛生管理業務の委託も受けているため、職員の健康状態の把握等の観点からも、より適切かつ確実な履行が期待できる。 以上の理由により、当該院長の所属する上記医療機関と随意契約するものである。		
契約締結日	令和7年6月1日		
契約金額	1,503,650 円		

令和7年度 随意契約理由書

番号

74

担当課	部課等名	人口対策課
	電話番号	0986-23-0934
件名		若者交流促進事業イベント・交流会開催業務委託
業務等の内容		少子化対策を目的に、若者が趣味や興味のあることを通じて交流し、交流から交際、ひいては結婚につながることを目的に、交流を促進するための事業を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市宮丸町5-8
	名称	クロスナイト
契約の相手方の選定理由		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、婚活に抵抗のある若年層に向け、婚活の一段階手前のイベントとして実施するもので、全3回がセットになった交流プログラムを提供し、継続的な接点を提供することで交流から交際へつなげるものである。その性質上、市婚活支援事業との連動性が求められるため、本市が支援してきた出会い応援団に加盟する団体に委託することが適当である。</p> <p>本業務においては、全3回が1セットになったプログラムを3セット実施するが、プログラムの内容に関する企画や実施にあたっての参加者の募集及び調整、プログラムの講師となる人材のコーディネートなど多大な労力を要する。令和7年4月の事業説明会において、出会い応援団加盟団体全体に声をかけたが、1事業者のみしか手が挙がらなかった。出会い応援団の中でこの点を満たすのは、出会い応援団発足時から加盟し毎年市婚活支援事業を受託してきた上記団体しかない。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能となる上記業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日		令和7年6月2日
契約金額		1,624,700 円

令和7年度 随意契約理由書

		番号	75
担当課	部課等名	福祉課	
	電話番号	0986-23-0963	
件名		都城市物価高騰重点支援給付金（定額減税調整給付不足額給付分）支給に係るシステム改修業務委託	
業務等の内容		都城市物価高騰重点支援給付金（定額減税調整給付不足額給付分）を対象者へ遺漏なく速やかに給付するためにシステムを改修するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号	
	名称	行政システム九州株式会社 宮崎支店	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、令和6年度に実施した給付金（定額減税当初調整給付分）との間で差額が生じた者等に対して、物価高騰重点支援給付金（定額減税調整給付不足額給付分）を支給するにあたり、本市の基幹系システムであるAcrocity（以下「基幹系システム」という。）の改修業務を委託するものである。 本業務の支給対象者の状況によっては、令和6年度に実施した給付金（定額減税当初調整給付分）との精査等が必要になることから、基幹系システムとの連動が必要不可欠である。 なお、基幹系システムは、上記事業者が導入したものであり、本システムの改修については、同事業者でなければ適切かつ確実な履行ができない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和7年6月2日	
契約金額		2,510,200 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

76

担当課	部課等名	資産税課
	電話番号	0986-23-2124
件名	固定資産標準宅地の時点修正業務委託（Aブロック）	
業務等の内容	地方税法（昭和25年法律第226号）附則第17条の2第1項の規定により、地価の変動率を令和8年度固定資産税土地評価に反映させる必要があることから、固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加えるための地価変動比率算出の業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市前田町15街区10の2号
	名称	株式会社今村鑑定補償
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	<p>固定資産の土地評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価及び隣接標準宅地との均衡を図りつつ、面的に大量に評価を行うものである。業務の履行に当たっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度に土地評価の見直しを行い、原則、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが、地価の著しい下落がみられる地域については、据置き年度においても、地方税法の土地の価格の特例により価格の修正を行うこととされている。</p> <p>そのため、Aブロックにおける固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加える地価変動比率算出業務（以下「時点修正」という。）は、令和5年1月1日現在の標準宅地の鑑定評価価格に、ブロック内の標準宅地の地価動向を把握した上で修正を行うものであり、令和4年度においてAブロックの鑑定評価業務を受託し、その後もその標準宅地の価格動向に精通している上記事業者が引き続き業務を行うことにより、適正かつ均衡のとれた時点修正を行うことができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>	
契約締結日	令和7年6月9日	
契約金額	3,039,300 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

77

担当課	部課等名	資産税課
	電話番号	0986-23-2124
件名		固定資産標準宅地の時点修正業務委託（Bブロック）
業務等の内容		地方税法（昭和25年法律第226号）附則第17条の2第1項の規定により、地価の変動率を令和8年度固定資産税土地評価に反映させる必要があることから、固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加えるための地価変動比率算出の業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市安久町6043番地3
	名称	株式会社旭総合コンサルタント
契約の相手方の選定理由		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>固定資産の土地評価は、単に個別地点について行う鑑定評価とは異なり、他の公的土地評価及び隣接標準宅地との均衡を図りつつ、面的に大量に評価を行うものである。業務の履行に当たっては、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度に土地評価の見直しを行い、原則、基準年度の価格を3年間据え置くこととされているが、地価の著しい下落がみられる地域については、据置き年度においても、地方税法の土地の価格の特例により価格の修正を行うこととされている。</p> <p>そのため、Bブロックにおける固定資産標準宅地の鑑定評価価格に修正を加える地価変動比率算出業務（以下「時点修正」という。）は、令和5年1月1日現在のBブロックの標準宅地の鑑定評価価格に、ブロック内の標準宅地の地価動向を把握した上で修正を行うものであり、令和4年度においてBブロックの鑑定評価業務を受託し、その後もその標準宅地の価格動向に精通している上記事業者が引き続き業務を行うことにより、適正かつ均衡のとれた時点修正を行うことができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契約締結日		令和7年6月9日
契約金額		1,804,330 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

78

担当課	部課等名	こども政策課
	電話番号	0986-23-2684
件名	都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託	
業務等の内容	本業務は、本市の子育て環境の充実に向け、屋内型の遊戯施設及び屋外広場の機能を持ったこどもの遊び場を整備するに当たり、基本的な考え方としての基本方針の検討から、造成計画や機能配置に基づく必要な諸室の規模や配置計画図、概算事業費等を検討し、円滑に設計業務へ移行するための整理・検討・準備を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市江平西一丁目5番11号
	名称	パシフィックコンサルタンツ株式会社 宮崎事務所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の実施に当たっては、関連業務等の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、都城市こどものあそびば整備基本計画策定業務委託プロポーザル実施要領に基づき、公募型プロポーザルによる事業者の選定を行うこととした。 本プロポーザルにおいては、1者から参加表明書及び提案書の提出があった。提出された提案書を基に、5月27日に選定委員会にてプレゼンテーション審査を実施した。 審査では、業務理解度、実施体制等を評価項目とした技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日	令和7年6月9日	
契約金額	29,997,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

79

担当課	部課等名	農村整備課
	電話番号	0986-23-2982
件名	令和7年度 地籍調査事業 第3号 山神田地区 一筆地調査・細部図根点測量業務委託	
業務等の内容	一筆地調査 0.14km ² 細部図根点測量 1.24km ²	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町41号5番
	名称	株式会社松川測量設計
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 本業務は令和6年度から実施している都城市夏尾町の一部（字山神田 外4字）の地籍調査業務の継続および後続工程業務の「一筆地調査」「細部図根点測量」業務である。 山神田地区は7つの字を1地区として設定し、令和6年度事業では5つの字の一筆地調査を実施し現在作業を継続中である。 今回の一筆地調査は、現在調査中の作業に2つの字を追加し山神田地区の7つの字すべての調査を行う。細部図根点測量は山神田地区全体に図根点を設置し測量する作業である。 当該作業は上記事業者が受注し現在も作業中であり、地区の概要、土地所有者に精通しており、細部図根点の配置、測量を円滑に行うには上記事業者でなければ適切な対応が出来ない。 以上の理由により、作業の効率化、円滑かつ適切な対応が期待できる、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日	令和7年6月9日	
契約金額	18,370,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

80

担当課	部課等名	農村整備課	
	電話番号	0986-23-2982	
件名	令和7年度 地籍調査事業 第2号 荒襲1期地区 細部図根点筆界点座標補正業務委託		
業務等の内容	細部図根点座標補正	1,410点	
	筆界点座標補正	6,076点	
	地籍図根三角点座標補正	4点	
	検証測量	153点	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町41号5番	
	名称	株式会社松川測量設計	
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当		
	<p>本業務は令和3年度から5年度に実施した荒襲1期—1地区、荒襲1期—2地区の座標補正、検証測量業務である。</p> <p>2地区とも5年度までに現地調査業務が終了し、国への認証請求の段階に進んでいたが令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震による地殻変動のため、座標補正、検証測量を行う必要が生じた。</p> <p>本地区の調査を上記事業者が受託しており、細部図根点及び筆界点の地震前データを保有し、補正パラメーター、補正プログラムへの入力が見通しに行える。また、検証測量において杭等の設置位置を把握しているなど現地状況にも精通しており現地作業への迅速な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契約締結日	令和7年6月9日		
契約金額	3,960,000 円		

令和7年度 随意契約理由書

番号

81

担当課	部課等名	ふるさと納税課
	電話番号	0986-23-2452
件名		日経トレンディ・日経マネー9月号広告掲載業務
業務等の内容		日経トレンディ・日経マネー9月号の特集「10月改正前に狙うべき自治体特集」に本市の魅力や返礼品を紹介する記事を掲載するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区天神4丁目6番7号天神クリスタルビル7F
	名称	株式会社デイリー・インフォメーション九州
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税制度においては、今年9月末を以って各ポータルサイトによるポイント付与が禁止されることとなっている。このことから、8月から9月にかけて大きな駆け込み需要が発生することが予想され、当該期間に返礼品の魅力がPRすることが求められている。 また、今回の駆け込み対策として新たな返礼品（「あとからセレクト」）を開発したが、各ポータルサイトHPにおけるランキングやオススメといったコーナーでは、寄附実績をもとに返礼品が表示される仕組みとなっており、実績に乏しい新規返礼品については紙媒体でのPRが有効となっている。 上記事業者が発行する「日経トレンディ」及び「日経マネー」は、9月号（8月号）において「10月改正前に狙うべき自治体特集」として、ビジネス誌において広告を掲出することができる唯一の事業者である（過去にふるさと納税関連の記事を掲載したことがある事業者に確認したところ、同様の特集記事は予定していないとのことであった）。 よって、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月9日
契約金額		1,320,000 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

82

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	0986-23-9543
件名		東小貯水槽ポンプ施設漏水修繕
業務等の内容		貯水槽ポンプ施設において、老朽化が原因と思われる漏水が発生しているため取替修繕するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町108号9番地
	名称	久保設備株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、予定価格が100万円を超える東小貯水槽ポンプ施設修繕（修繕）であり、本来は入札により契約相手方を決定すべきですが、本施設が不稼働となると学校生活に多大な影響があるため、早急に修繕を行う必要がある。また、修繕に伴う資材の調達にも時間を要するため、修繕業者決定のために競争入札に付する時間的余裕がない。 そこで、競争入札に代え、6者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月10日
契約金額		2,365,000 円

令和7年度 随意契約理由書

		番号	83
担当課	部課等名	総合政策課	
	電話番号	0986-23-7161	
件名		都城市新市誕生20周年記念映像制作業務委託	
業務等の内容		本市の新市誕生から20周年を迎えるに当たり式典上映用及び広報展開用の映像を制作する業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市橘通東4丁目1番2号	
	名称	株式会社MR Tアド	
契約の相手方の選定理由		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、本市の新市誕生から20周年を迎えるに当たり、直近10年間の歩みと今後の展望を市民に広く伝えることを目的として、式典上映用及び広報展開用の映像を制作する業務である。</p> <p>本業務の履行に当たってはドローンによる空撮映像、市民および関係者へのインタビュー、新規の市内撮影など、多様な映像素材を組み合わせることで構成することが求められており、地域の歴史的な文脈や市の特色に対する深い理解と、的確な映像表現力を兼ね備えた業者でなければ適切な成果物の制作が困難である。</p> <p>また、式典上映を想定した一定のクオリティや演出の水準も求められることから、業務遂行にあたっては映像制作技術のみならず、市と連携しながら構成・演出を柔軟に調整できる対応力も必要とされる。これらの要素を踏まえると、単なる映像編集業務にとどまらない、地域理解・表現力・技術力を統合的に要する高度な業務である。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないため、競争入札に変え、当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>	
契約締結日		令和7年6月12日	
契約金額		1,320,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

84

担当課	部課等名	文化財課
	電話番号	0986-23-9547
件名		R7高才第3地区発掘調査に係る測量機器賃貸借
業務等の内容		令和7年度高才第3地区発掘調査で使用する測量機器の賃貸借
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市新栄町11-1
	名称	株式会社久永 宮崎支店
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本市では、令和7年6月から着手予定の高才第3地区発掘調査において、トータルステーション及びコンピュータ機器を使用した遺物取上、遺構測量を予定している。 当該測量においては、現場で収集したデータの保存及び編集をホストコンピュータ上で行うため、文化財課で既に導入している遺跡調査システムに対応したものが求められる。 現在導入しているシステムの賃貸人は上記事業者である。 仮に、現在導入しているシステムの賃貸人以外の事業者から新たなシステムを賃貸借した場合、現行システムと互換不能となり、発掘調査の進行を著しく遅滞させる恐れが生じる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月12日
契約金額		3,368,200 円

令和7年度 随意契約理由書

		番号	85
担当課	部課等名	山田_産業建設課	
	電話番号	0986-64-1113	
委託業務名		長寿防災第1号 木之川内地区構想設計（用水路）業務委託	
業務概要		農業水路等長寿命化防災減災事業「木之川内地区」の事業申請に向けて、現況水利用調査・用水路の構想設計を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市柳丸町388番地14	
	名称	宮崎県土地改良事業団体連合会	
契約の相手方の選定理由		<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>構想設計を行うに当たっては、都城市の長期計画、地域営農構想、農村地域防災減災推進計画等を踏まえながら、地区の課題や地元農家の意向を十分把握した上で、事業制度が求める整備水準との整合を図る必要がある。また、整備計画、維持管理計画、事業費算定、経済効果算定等のハード部門を総合的に勘案し、地区に最適な事業計画とする必要がある。</p> <p>このためには、業務についての専門知識はもとより、豊富な経験等が求められ、事業計画書作成から地元合意形成など、事業採択までの長期の業務における地元関係者や市との綿密な連携が重要となる。</p> <p>よって、委託先の選定に当たっては、計画概要書作成実績、事業計画書作成実績、国・県のヒアリング対応、委託完了後のフォローアップ等を十分考慮する必要がある。</p> <p>これらの技術や実績は、民間コンサルタントにはなく、上記団体のみが経済効果算定、事業計画書・申請書類作成等のノウハウと実績を有している。また、県内の土地改良施設の定期診断を行っている唯一の団体であり、当該地区についても熟知していることから、本業務における適切かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>	
契約締結日		令和7年6月13日	
業務委託料		4,400,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

86

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	0986-23-9543
件名	夏尾中プール揚水ポンプ取替修繕	
業務等の内容	夏尾小中の水源に設置してあるポンプの取替を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町108号9番地
	名称	久保設備株式会社
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本施設は、夏尾小中学校のプール用給水ポンプであり、水源地から貯水槽まで水を汲み上げる施設である。しかし、5月の中旬に水源の枯渇と、それに伴う空転及び老朽化が原因で不稼働状態となっていることが判明し、小中学校の水泳授業の開始も、6月13日を先延ばししているため、早急な修繕が必要である。</p> <p>上記業者は、昨年豪雨災害による、水源地の復旧や配管の修繕等を行っており、ポンプの仕様、配管状況に精通している。そのため、早急な対応及び確実な履行が見込まれる。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>	
契約締結日	令和7年6月13日	
契約金額	1,548,800 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

87

担当課	部課等名	道路公園課
	電話番号	0986-23-2613
件名	市内各公園複合遊具修繕	
業務等の内容	市内各公園の遊具定期点検結果をもとに、経年劣化及び安全基準に満たない複合遊具を修繕するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸677番地
	名称	株式会社日光製作所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	<p>本件は、令和6年度公園遊具定期点検を実施した結果、経年劣化及び安全基準に満たない久保原街区公園、小鷹原北街区公園、藤田農村公園、今町鉄道記念公園、寿児童公園、神柱公園に設置している複合遊具の修繕を行うものである。また、本複合遊具の設置及び定期点検業務は上記事業者が行っており、本複合遊具の取替部品（特殊金具・固定部品）も他社では製造しておらず、独自の部品を使用している。そのため、修繕が必要とされる箇所の把握から施工までスムーズな施工が見込める。なお、本複合遊具は極めて利用頻度が多く、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、本修繕内容の把握から施工までに時間を要し、速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がることが予想される。</p> <p>以上の理由により、本業務を早急かつ適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>	
契約締結日	令和7年6月16日	
契約金額	4,763,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

		番号	88
担当課	部課等名	教育政策課	
	電話番号	0986-23-9543	
件名		新市誕生20周年・戦後80年事業 「桜舞」公演業務委託	
業務等の内容		令和7年7月30日～8月1日に都城市総合文化ホールで開催する「新市誕生20周年・戦後80年事業」における「桜舞」公演を委託するもの	
契約の相手方	所在地	埼玉県和光市白子3丁目33番50号 ヴェネフィット和光206	
	名称	INDIGO PLANTS株式会社	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、新市誕生20周年と戦後80年を迎えるにあたり、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学ぶとともに、戦争の記憶を次世代へ継承するため、市内中学校の生徒を対象に実施するものである。 上記劇団は、「忘れてはいけないこと」を描くことを劇団理念に掲げ、小中学校での特別授業や講演会活動、文化事業・記念事業公演の実施など、地方行政とも連携しながら平和教育に深く携わっている。 また、上記劇団が公演する「桜舞」は、特攻兵器である人間爆弾・桜花の搭乗員として鹿屋基地に赴任した主人公の物語であり、舞台となっている鹿屋市を始め、鹿児島県内で多くの公演実績がある。鹿児島県は、小学校の修学旅行で行くことも多く、市内中学校の生徒にとって身近な存在の場所である。鹿児島県を舞台とした演劇を公演することで、中学生もより戦争について理解を深めることができるものとなっており、本事業の目的を達成できるものである。 なお、市町村主催の平和学習において本市の身近な土地である鹿児島（鹿屋基地）を舞台とした演劇を行っている劇団は上記劇団以外なく、他の団体に代替するのは困難である。 以上の理由により、上記劇団と随意契約を締結するものである。	
契約締結日		令和7年6月16日	
契約金額		7,282,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

89

担当課	部課等名	教育政策課
	電話番号	0986-23-9543
件名	学校用パソコン等修繕 乙房小学校分ほか62件	
業務等の内容	市内小学校に配置されているパソコン等機器の修繕を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地
	名称	株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、市内小学校に配置されている校務支援システム等の学校用システムで利用する端末の内、故障した端末の修繕を行うものである。本端末の調達契約において、故障した端末等の回収やメーカーへの発送を上記業者が行うことになっていること、端末の修繕後に、システムやネットワーク用の設定を、修繕前と同等の状態にして納品する必要があることから、本端末の調達契約業者であり、また、市内小学校の校内ネットワークの導入・整備を行った上記業者と随意契約をするものである。	
契約締結日	令和7年6月16日	
契約金額	2,149,950 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

90

担当課	部課等名	環境政策課
	電話番号	0986-23-2130
件名	都城市環境美化の日等雑草・雑木等処理業務委託	
業務等の内容	「都城市環境美化の日」（7月の第4日曜日を基準）及び「クリーンアップ宮崎」（11月の第2日曜日を基準）における清掃作業により排出される一般廃棄物（雑草・雑木等）の処理業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町4970番地
	名称	株式会社園田産業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当	
	<p>本業務は、本来は、刈草、剪定枝、竹、幹及び根株のそれぞれについて入札を行い、単価契約を締結するものであるが、種類ごとに受注者が異なった場合、分別作業に負担が掛かり、搬入先が異なることで市民に対し混乱を招くおそれがあるため、複数単価により同一の事業者と契約を締結するものである。なお、本業務の履行に当たっては、刈草、剪定、枝、竹、幹及び根株全てを自社において処分できることが必要であるが、このような要件を満たす事業者は上記事業者しかない。また、上記事業者は、堆肥化处理により搬入物の処理を行うため、ごみ減量化も見込まれる。</p> <p>以上の理由により、搬入する市民の混乱防止、処理可能種別、堆肥化の点から上記事業者と随意契約するものである。</p>	
契約締結日	令和7年6月17日	
契約金額	2,273,700 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

91

担当課	部課等名	スポーツ政策課
	電話番号	0986-23-9546
件名		プロスポーツ受入準備及びキャンプ運営業務委託
業務等の内容		プロスポーツキャンプの受入準備、運営、イベント等を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市姫城町6街区21号
	名称	一般社団法人都城市スポーツコミッション
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 プロスポーツのキャンプや試合については、市内の体育施設において、年間を通じて実施されている。 上記事業者は、令和5年度、令和6年度に実施された自主トレ及びプロチームのキャンプや試合準備及び運営について、市と連携し業務を実施した。また、都城運動公園や、今年4月に供用開始した霧島酒造スポーツランド都城の指定管理業務を受託しており、プロが使用するグラウンドの維持管理を担っている。 本業務実施に当たっては、過去の自主トレやプロチームのキャンプ・試合の準備運営状況を熟知し、選手・チームのニーズの把握、プロ仕様の施設の受入準備、複数の関係者間の連絡調整、見学に来る来場者へのおもてなし企画、本市キャンプの広報活動等を複合的に実施することが求められるが、過去の実績及び施設管理・整備の観点から、円滑な受入準備及び期間中の適切な運営・管理を実施できる事業者は、上記事業者をにおいて他にない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月18日
契約金額		33,312,911 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

92

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	0986-23-2120
件名	令和7年6月データ標準レイアウト改版対応に係る健康管理システム改修業務委託	
業務等の内容	健康管理システムにおけるデータ標準レイアウトの改版に伴い、システム改修を委託するもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市高千穂通一丁目6番38号
	名称	行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 健康管理システム（以下「システム」という。）は、上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日	令和7年6月19日	
契約金額	2,354,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

93

担当課	部課等名	農産園芸課
	電話番号	0986-23-2425
件名		木之川内ダムCCTVシステム設備改修業務委託
業務等の内容		木之川内ダムのCCTVシステムを改修するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市広島二丁目5番16号
	名称	日本無線株式会社 宮崎営業所
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該CCTVシステムは、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。 このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務を実施することができない。 仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合、その責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダムの施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月20日
契約金額		29,040,000 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

94

担当課	部課等名	みやこんじょPR課
	電話番号	0986-23-2615
件名		ソフトバンクホークススポンサーゲーム協賛業務委託
業務等の内容		本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、みずほPayPayドーム福岡で開催されるプロ野球公式戦を協賛するもの
契約の相手方	所在地	福岡県福岡市中央区地行浜2-2-2
	名称	福岡ソフトバンクホークス株式会社
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本市の認知度向上及び肉と焼酎を中心とした物産の振興を図るため、みずほPayPayドーム福岡（以下「ドーム」という）で開催されるプロ野球公式戦を協賛するものである。 福岡ソフトバンクホークス（以下「ソフトバンク」という）は、九州唯一のプロ野球球団として、本拠地である福岡県のみならず九州全体に対して高いブランド力を有する。そのため、ソフトバンクのホーム球場であるドームでの公式戦を協賛することは、本市の知名度向上と物産振興を図る上で高い効果が期待される。また、ドームの管理運営は上記事業者が行っているため、契約（協賛申し込み）の相手方は同事業者に特定される。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月20日
契約金額		8,250,000 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

95

担当課	部課等名	農産園芸課
	電話番号	0986-23-2425
件名	基幹水利施設管理事業 木之川内ダム放流設備保守点検業務委託	
業務等の内容	木之川内ダムに据付けてある放流設備の保守点検を委託するもの	
契約の相手方	所在地	佐賀県佐賀市伊勢町15番1号
	名称	株式会社ミゾタ
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>当該放流設備は、木之川内ダム建設事業の事業主体であり、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。</p> <p>平成23年度から、都城市が国から委託を受け、木之川内ダムの管理を行っているが、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な保守点検を実施することができない。</p> <p>また、仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合は、責任の所在が不明瞭となるばかりでなく、ダム施設管理に支障を来す恐れもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約するものである。</p>	
契約締結日	令和7年6月23日	
契約金額	1,100,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

96

担当課	部課等名	みやこんじょPR課
	電話番号	0986-23-2193
件名	バイヤー商談会開催等業務委託	
業務等の内容	都城市の農林畜産物を用いた商品を取り扱っている市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象とし、商談会の成約率を向上させることを目的に個別面談会を実施するとともに、首都圏の百貨店や高級スーパー、食品専門店等のバイヤーを招聘し商談会を開催して販路開拓を目指すもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県宮崎市旭1丁目6番25号
	名称	K・Pクリエイションズ株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市の農林畜産物を用いた商品の取扱のある市内事業者（農家、農業法人、商工事業者）を対象とし、商談会の成約率を向上させることを目的に個別面談会を実施するとともに、首都圏の百貨店、高級スーパー並びに食品専門店等のバイヤーとの商談会を開催するものである。 本業務の実施に当たっては、面談会及び商談会が円滑に進行しなければ、商談会での商談成約に繋がらない可能性もあることから、面談会及び商談会を開催した実績を有していることが望ましい。 上記事業者は、県内に事業所を有し、本業務と同様の面談会及び商談会を、本市において令和4年度から継続して実施している実績もある。 以上の理由により、上記の要件及び条件を満たし、本業務の適切かつ確実な履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日	令和7年6月23日	
契約金額	2,442,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

97

担当課	部課等名	介護保険課
	電話番号	0986-23-3191
物品の名称		ペーパーレス会議システム用タブレット端末
物品の詳細		介護認定審査会をリモートで行うため、タブレット型パソコン等を購入するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市花繰町20号8番地
	名称	株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、令和7年6月4日の入札参加資格審査委員会（以下「審査会」という。）に付議し入札参加事業者の選定を行った上で、令和7年6月12日に入札を実施したものである。しかし、選定した事業者のうち1者以外が全て辞退し、入札不調になった。 本来であれば、改めて審査会に付議し、入札を行うべきであるが、物品の納期期限を考慮すると、新たに本件対応可能な事業者を選定し、再度入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由から、入札参加業者のうち応札の意思を示した上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月24日
契約金額		5,959,800 円

令和7年度 随意契約理由書

番号

98

担当課	部課等名	財産活用課
	電話番号	0986-23-2672
件名	本庁舎本館地下1階西館污水管取替修繕	
業務等の内容	本庁舎本館地下1階西館の污水管については、既存管の経年劣化が著しいため緊急的に取替を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市一万城町108号9番地
	名称	久保設備株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本庁舎本館西館においては、築40年以上が経過しており、地下1階の污水管について、経年劣化による錆や少量の漏水が生じている。これまでも、漏水の拡大を防止するため、その都度、軽微修繕を当事業者が行ってきた。昨年、年末に発生した東館地下1階の污水管漏水についても、同事業者が修繕している。修繕箇所は、マイナンバーカードサポートセンターに近いことから、利用者には不快感を与えない為にも早急の対応が必要になる。上記事業者は、前回、漏水修繕の経験があることや配管の経路等を把握しており、速やかな対応が可能である。仮に他の事業者に委託した場合、現状の把握から行う必要があるため、早急の対応が困難である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。	
契約締結日	令和7年6月25日	
契約金額	4,341,700 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

99

担当課	部課等名	情報政策課
	電話番号	0986-23-2120
件名	地域イントラネット用機器更新業務委託	
業務等の内容	保守期間が終了した地域イントラネット機器の交換を行うもの	
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市中町1街区7号
	名称	BTV株式会社
契約の相手方の選定理由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>地域イントラネットワークは、地域間の情報格差是正を目的として整備された、市の出先機関を含む複数の行政機関を統合するネットワークである。 現在整備されている都城市地域イントラネットワークは、上記事業者が整備・構築・保守を行っており、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、ネットワークの構築・保守事業者と機器保守事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確になる。 以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである</p>	
契約締結日	令和7年6月27日	
契約金額	1,067,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

		番号	100
担当課	部課等名	ふるさと納税課	
	電話番号	0986-23-2452	
件名		G-C a l l ふるさと納税冊子作製及び発送業務委託	
業務等の内容		ふるさと納税ポータルサイト「G-C a l l ふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、2025年9月及び12月に冊子を作製、発送業務を委託するもの	
契約の相手方	所在地	東京都品川区西五反田8丁目1番14号	
	名称	株式会社ジーエーピー	
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、ふるさと納税ポータルサイト「G-Callふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、2025年9月及び12月に本市返礼品のみが掲載された冊子を作製、発送業務を委託するものである。 「G-C a l l ふるさと納税」は、寄附単価平均66,000円以上（他ポータルサイト平均10,000円～20,000円）であり、「G-C a l l」の冊子やメールを受取る会員数約20万件（ダイナースクラブカード、アメリカンエクスプレスカード、JALカード等の高級クレジットカード会員が対象）となっている。そのため、高単価寄附の申込みを目指せるとともに、ふるさと納税の情報を求めている方に対して、直接的に冊子を発送し、寄附訴求をすることが可能となる。 「G-C a l l ふるさと納税」は上記事業者が管理しており、同事業者でなければ、本業務の実施はできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。	
契約締結日		令和7年6月27日	
契約金額		9,900,000 円	

令和7年度 随意契約理由書

番号

101

担当課	部課等名	消防局総務課
	電話番号	0986-22-8882
件名		大型自動車（第一種）運転免許取得業務委託
業務等の内容		大型自動車（第一種）運転免許取得業務を委託するもの
契約の相手方	所在地	宮崎県都城市都北町7333番地
	名称	株式会社みゆき学園警友自動車学校
契約の相手方の選定理由		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市内には3か所の自動車教習所があるが、大型自動車の教習を行っているのは、上記事業者の教習所のみである。 宮崎県内においては、宮崎県公安委員会指定の大型自動車教習所が日向市、宮崎市及び都城市にそれぞれ1か所の計3か所しかなく、隣接する曾於市の自動車教習所では、大型自動車の教習を行っていない。 大型自動車（第一種）運転免許取得に必要な最短教習時間数は、普通自動車運転免許所持者で技能教習30時間及び学科1時間である。また、都城市から宮崎市又は日向市は遠方であるため、都城市以外の自動車教習所に通うことは、受講する職員に過度の負担をかけるおそれがある。よって、本業務の目的達成に必要な「連日の通所が妥当な場所に教習所を有している」という条件を満たす事業者が上記事業者に特定されるため、同法人と随意契約するものである。
契約締結日		令和7年6月30日
契約金額		1,002,470 円